

# 芦屋市行政改革 実績報告

[ 平成28年度 ]

平成29年9月



# 平成28年度 行政改革 実績報告【目次】

※ 達成状況について、「①達成 ②一部未達成 ③未実施」の3段階で表示しています。

I 安定・効率的で持続可能な行財政運営				達成状況			新たな要素・課題
① 経営資源の有効活用と収入の確保				達成	一部未達成	未実施	
1	公共施設のあり方の検討	1	保全計画の策定 アセットマネジメント(投資の平準化)の推進 …P.2	○			○
		2	パイプライン施設のあり方の研究 …P.3		○		
2	未利用土地の売却及び有効活用	3	未利用土地の売却及び有効活用 …P.4	○			
3	有料施設の利用の促進	4	収益性の高いイベント 企業とのタイアップ企画 施設利用率向上の観点からの 広報・ホームページでの宣伝のあり方 …P.6	○			
		5	節電対策 …P.10	○			
4	環境負荷の低減	6	低公害車導入 公用車利用の抑制 …P.12	○			
		7	紙使用量の抑制 …P.13	○			
		8	財政健全化への取組 …P.14	○			
5	財政運営の健全化	9	国・県への財政要望 補助金・交付金等の活用 …P.14	○			
		10	分かりやすい財務情報の提供 …P.15	○			
6	収入確保対策	11	使用料・手数料の見直し …P.16	○			
		12	広告収入の拡大 …P.17	○			
7	未収金対策	13	私債権の徴収の強化 連帯保証人及び保証人への徴収 …P.18	○			
		<b>② 民間活力の導入</b>					
8	指定管理者制度等の充実・検証(民間委託含む)	14	導入事前調査のあり方・非公営施設の見直し …P.19	○			
		14(1)	指定管理者制度導入〔公営住宅〕 …P.20	○			
		14(2)	指定管理者制度導入検討〔あしや温泉〕 …P.21	○			
		14(3)	指定管理者制度導入検討〔市民会館・公民館〕 …P.22	○			
15	指定管理業務の外部による点検 (モニタリング・業務効率化・第三者評価) …P.23	○					
<b>③ 事務事業の見直し</b>							
9	PDCAサイクルの徹底	16	事務事業評価と施策評価の連携 …P.24	○			
<b>④ 増加する医療費への対応</b>							
10	医療費の抑制	17	がん検診及び特定健康診査の受診率の向上 …P.25		○		
		18	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の活用 …P.26	○			

II 組織の活性化と人材の育成				達成状況			新たな要素・課題
① 組織の効率化・課題解決型の柔軟な組織体制				達成	一部未達成	未実施	
11	給与等の見直し	19	給与制度の見直し …P.27	○			
		20	非常勤委員報酬の見直し …P.28	○			
12	効率的な組織編成	21	組織体制の見直し …P.28	○			
		22	職員数・管理職ポストの適正化 …P.29	○			
		23	職務権限規程の見直し …P.29	○			
13	行政課題の進行管理	24	行政課題の定期的な進行管理 …P.29	○			
		<b>② 事務の効率化・職場の能率向上</b>					
14	職場における能率向上	25	文書管理の適正化 …P.30	○			
		26	業務標準化の推進 …P.31	○			
		27	繁忙期の柔軟な職員シフト …P.31		○		
		28	福利厚生制度の見直し …P.32	○			
15	会議運営の見直し	29	効率的な会議の運営 会議のルール化 …P.33	○			
		<b>③ 職員の意識改革・能力開発</b>					
16	職員の意識改革と能力開発	30	職員提案、一課一改善運動の見直し …P.34	○			
		31	政策立案型プロジェクトチームの設置 …P.35	○			
		32	人材育成基本方針及び実施計画の見直し …P.36	○			
17	人事評価の拡充	33	人事評価の全職員への導入 …P.37		○		
		34	人事評価の有効活用 …P.38	○			○
18	多様な人材の確保	35	新規採用のあり方見直し …P.39	○			
19	再任用職員の有効活用	36	再任用職員が活躍する仕組みづくりの検討 …P.40	○			
20	危機管理マネジメント体制の強化	37	危機管理マネジメント体制の強化への取組 …P.41		○		
		<b>III 市民から信頼される行政</b>					
<b>① 住民サービスの向上</b>							
21	子育て支援施策の充実	38	子ども・子育て新システムの導入に向けての検討 …P.42	○			
		39	地域課題の解決の仕組みづくりの検討 …P.44	○			
22	地域活力の向上	40	産官学共同事業の拡大 …P.46	○			
		41	繁忙期の土曜開庁・時間の延長 …P.49	○			
23	窓口業務の充実	42	コンビニ収納の導入 …P.50	○			
		<b>② 透明性の向上</b>					
24	開かれた情報提供	43	適切な情報公開の徹底 …P.51	○			
		44	分かりやすい情報発信 …P.52	○			

合計	42	5	0	2
----	----	---	---	---

※ 進捗状況について、「①達成 ②一部未達成 ③未実施」の3段階で表示しています。

※ 「見直し計画」は年度末実施状況を踏まえて、計画を修正したもので、○印は既存計画の修正、●印は追加を示しています。

I 安定・効率的で持続可能な行財政運営

① 経営資源の有効活用と収入の確保

1 公共施設のあり方の検討	保全計画の策定 アセットマネジメント（投資の平準化）の推進					
	所管課	建築課 政策推進課 財政課				
	取組内容	◆ 施設の維持管理（保全）にかかるコストを抑制すること及び投資の平準化を図るため、公共施設保全計画を策定し、施設の維持管理を行う。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 保全計画の策定 ○ 施設所管課、建築課 政策推進課、財政課で協議 ○ 予算化への調整				
見直し計画			● 市保有資産データの整備		● 総合管理計画策定	
実施状況等	<p>【平成 24 年度～】</p> <p>◆ 平成 24 年 12 月に「公共施設の保全計画」を策定、公表し、それに基づき、予算編成時期までに各施設所管課のヒアリングを実施し、次年度 実施採択を行っている。</p> <p>◇ 【平成 26 年度】 公共施設等総合管理計画の策定に向け、計画の基礎となる資産データの整備とその管理の枠組みを構築するため、各所管において個別管理されている資産台帳の問題点や課題の抽出、資産台帳の整備に向けた検討を目的とした「固定資産台帳の整備に係るプロジェクト・チーム」を平成 26 年 6 月に設置し、台帳管理状況や台帳雑形との整合性の調査を行った。</p> <p>◇ 【平成 27 年度】 「固定資産台帳の整備に係るプロジェクト・チーム」により、各所管で個別管理されている資産台帳の問題点や課題を洗い出し、「芦屋市固定資産評価基準書（案）」を作成した。</p> <p>◇ 【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>今後の公共施設等のあり方について、長期的な方針を定めた芦屋市公共施設等総合管理計画を策定した。</u></li> <li>・ <u>資産データを基に固定資産台帳システム構築を行った。</u></li> </ul>				達成状況	達成
新たな要素・課題	◇ 平成 26 年 4 月に、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」が示され、各地方公共団体に対し、計画を策定するよう要請されている。国の指針を参考に、施設の現状等を含め、今後の施設管理に関する基本的な考え方を検討し、本市の保有する全施設を対象として平成 28 年度を目標に計画を策定していく。					

パイプライン施設のあり方の研究

2	所 管 課	環境施設課				
	取組内容	◆ 老朽化したパイプライン施設について、施設維持管理の課題や問題点を整理し、その後、第三者による検討委員会を設置の上、あり方を検討する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
計 画	○ 存続・廃止の課題整理及び調査・研究	→	○ 市民アンケートの実施 ○ 第三者検討委員会で検討 ○ 廃棄物減量等推進審議会で審議	○ 方針決定 ○ 地元住民への説明		
見直し計画				○ 地元住民への説明・意見聴取	→	○ 廃棄物減量等推進審議会で審議
実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ パイプライン施設の存続・廃止の課題整理・研究を行った。</li> <li>◆ 他自治体の事例について調査・研究を行った。</li> </ul> <p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 老朽化したパイプライン施設について、施設維持管理の課題や問題点を整理した。</li> <li>◆ 第三者検討委員会の設置に向けて準備を行った。</li> </ul> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 第三者検討委員会を設置し、検討及び市民アンケートを行い、廃棄物減量等推進審議会や市議会（所管事務調査）に経過報告を行った。</li> </ul> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ パイプライン施設の課題や問題点について勉強会を計 16 回開催し、地元住民への説明・意見聴取を行った。平成 28 年度も引き続き地元住民への説明・意見聴取を行うための課題整理を行った。</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>パイプライン利用者代表の住民と課題や問題点について協議を行うため、「ゴミパイプライン協議会」を設置。7 回開催し、協議を進めている。</u></li> <li>◆ <u>廃棄物減量等推進審議会に、ゴミパイプライン協議会の進捗状況の報告を適宜行った。なお、パイプラインに関する審議会への諮問については、協議会の進捗を踏まえ平成 29 年度に行うこととした。</u></li> </ul>				達成状況	一部未達成

2 未利用土地の売却及び有効活用		未利用土地の売却及び有効活用				
3	所管課	用地管財課				
	取組内容	◆ 引き続き一般競争入札による売却を進めるとともに、遊休・未利用地の有効活用を図る。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 売却(予定) 4件 190,000千円</li> <li>○ 遊休・未利用地の有効活用の検討</li> </ul>	○ 可能なものについての実施	→			
実施状況等	<p>【平成24年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 売却予定4件中、一般競争入札で2件、大原町では隣接地所有者へ1件を売却した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>三條南町10番3(290.63㎡) 92,053,000円</li> <li>三條南町10番5(245.56㎡) 51,070,000円</li> <li>大原町285番地(14.10㎡) 1,574,300円</li> <li>合計 144,697,300円</li> </ul> </li> <li>◆ 茶屋之町で24年8月に貸駐車場を開設。また、翠ヶ丘町では1物件を貸駐車場へ、1物件を法人の資材置場へと貸付を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>24年度賃貸料合計 3,693,934円</li> </ul> </li> <li>◆ 【教育委員会社会教育部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の社会教育関係施設の駐車場について24時間供用するため24年12月に設置管理条例を改正した。</li> <li>24年度使用料収入等合計 2,328,700円 (24時間供用としたことによる効果額)</li> </ul> </li> </ul> <p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 売却予定5件中、一般競争入札で4件、津知町では隣接地所有者へ1件を売却した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>大榎町7番17(81.00㎡) 41,654,250円</li> <li>大榎町7番21(84.30㎡) 43,351,275円</li> <li>公光町1番3(136.54㎡) 66,990,000円</li> <li>南宮町163番33(115.35㎡) 29,330,000円</li> <li>津知町174番6(54.35㎡) 12,000,000円</li> <li>合計 193,325,525円</li> </ul> </li> <li>◆ 引き続き、茶屋之町及び翠ヶ丘町で貸駐車場、翠ヶ丘町で資材置場へと貸付を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>25年度賃貸料合計 4,830,884円</li> </ul> </li> <li>◆ 土地開発公社については、市が公社の所有する用地を平成25年4月に全て買戻し、平成25年11月に解散した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>公社解散に伴い不用となった利息分 年間 28,260,000円</li> </ul> </li> <li>◆ 【教育委員会社会教育部】 <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の社会教育関係施設の駐車場を引き続き24時間供用として運営した。</li> <li>25年度使用料収入等合計 15,501,100円 (24時間供用としたことによる効果額)</li> </ul> </li> </ul> <p>【平成26年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 売却予定6件中、一般競争入札で2件、隣接地所有者へ4件を売却した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>打出小槌町70番2(1,208.74㎡) 743,347,000円</li> <li>翠ヶ丘町172番2(330.38㎡) 100,190,190円</li> </ul> </li> </ul>				達成状況	達成

業平町 24 番 2 (11.86 m <sup>2</sup> )	2,129,280 円
公光町 2 番 18 (35.08 m <sup>2</sup> )	8,573,040 円
津知町 160 番 13 (14.49 m <sup>2</sup> )	2,099,280 円
潮見町 16 番 4 (3,076.14 m <sup>2</sup> )	158,400,000 円
合 計	1,014,738,790 円

- ◆ 引き続き、茶屋之町及び翠ヶ丘町で貸駐車場、翠ヶ丘町で資材置場へと貸付を行った。

26 年度賃貸料合計	5,487,933 円
------------	-------------

- ◆ 【教育委員会社会教育部】

一部の社会教育関係施設の駐車場を引き続き 24 時間供用として運営した。

26 年度使用料収入等合計	15,743,670 円	(24 時間供用としたことによる効果額)
---------------	--------------	----------------------

【平成 27 年度】

- ◆ 売却予定 3 件中、一般競争入札で 3 件を売却した。

山手町 10 番 5 (1,144.07 m <sup>2</sup> )	268,888,888 円
東山町 461 番 2 (335.08 m <sup>2</sup> )	146,000,464 円
船戸町 105 番 (39.77 m <sup>2</sup> )	16,899,900 円
合 計	431,789,252 円

- ◆ 市立芦屋高校跡地を活用事業者提案競技により売却した。

剣谷 9 番 1 山林 (17,692.00 m <sup>2</sup> )	1,230,000,000 円
---	-----------------

- ◆ 引き続き、茶屋之町及び翠ヶ丘町で駐車場等として貸付を行った。

27 年度賃貸料合計	3,200,066 円
------------	-------------

- ◆ 【教育委員会社会教育部】

一部の社会教育関係施設の駐車場を引き続き 24 時間供用として運営した。

27 年度使用料収入等合計	16,173,670 円	(24 時間供用としたことによる効果額)
---------------	--------------	----------------------

【平成 28 年度】

- ◆ 売却予定 3 件中、一般競争入札で 2 件、上宮川町では隣接地所有者へ 1 件を売却した。

川西町 67 番 1 宅地 (168.65 m <sup>2</sup> )	28,030,000 円
潮見町 15 番 51 宅地 (309.09 m <sup>2</sup> )	38,121,111 円
上宮川町 66 番 3 宅地 (16.20 m <sup>2</sup> )	1,716,600 円
合 計	67,867,711 円

- ◆ 引き続き、茶屋之町及び翠ヶ丘町で駐車場等として貸付を行った。

28 年度賃貸料合計	3,201,000 円
------------	-------------

- ◆ 【教育委員会社会教育部】

一部の社会教育関係施設の駐車場を引き続き 24 時間供用として運営した。

28 年度使用料収入等合計	10,890,700 円	(24 時間供用としたことによる効果額)
---------------	--------------	----------------------

南芦屋浜地区教育施設用地について、社会教育機能を有する「健康増進施設」や「地域交流に資する施設」の中に、図書コーナーや憩いの場を設置することを条件として事業者へ貸与し、民間のノウハウを取り入れて活用することとした。

3 有料施設の 利用の促進		収益性の高いイベント 企業とのタイアップ企画 施設利用率向上の観点からの広報・ホームページでの宣伝のあり方				
所 管 課	指定管理施設所管課 市直営施設所管課					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 【指定管理者施設】 指定管理者と施設所管課の定期的な企画会議を設け、指定管理者の事業計画の報告と合わせて施設利用向上及び広報のあり方などについて協議する。</li> <li>◆ 【市施設】 定期的な連絡調整会議を開催し、利用促進を図るための課題の整理や解決のための手法を検討・実施する。</li> </ul>					
実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
4  計 画	<b>【指定管理者施設】</b>					
	○ 定期的な企画会議の開催(月1回の開催)	○ 必要に応じて使用料等に関する条例改正の検討				
	○ 事業計画書の目標数値の達成					
	○ 来館者数増加に向けた手法・広報の検討					
○ 施設ごとの利用のあり方について検討						
<b>【市施設】</b>						
○ 連絡調整会議の立ち上げ、定期的な開催	○ 必要に応じて使用料等に関する条例改正の検討					
○ 課題の整理(広報のあり方など)	○ 次年度に向けた事業計画の作成					
○ 利用者数増加に向けた手法の検討						
見直し計画			○ 課題に応じた調整会議の実施			
実施状況等	<p>【平成26年度～平成28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定管理者運営施設の担当課による連絡調整会議を2回実施し、外部評価の実施をはじめとした指定管理者制度の評価の強化に向けた課題のほか、現状の課題の協議などを行った。</li> <li>◆ 平成27年度に市民センター、福祉センター、潮芦屋交流センター、総合公園、体育館・青少年センター及び屋外スポーツ施設と新たに市民活動センターの施設予約システムを統合・更新した。</li> <li>◆ 平成28年度に新たに上宮川文化センターの施設予約システムを統合・更新した。</li> <li>◆ 【図書館】 平成26年度に阪神芦屋駅と市役所との連絡通路に返却ポストを設置し、返却手の利便性が向上した。 平成28年9月に「R芦屋駅北側「憩いの広場」に返却ポストを増設し、返却手の利便性が向上した。 貸出し図書のうち、返却ポストにより返却された率 平成26年度 2.2% 平成27年度 2.9% 平成28年度 9.3%</li> </ul> <p>【平成24年度～平成28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 【総合公園】 ・施設利用件数は、平成24年度は1,685件、平成25年度は2,013件、平成26年度は1,732件、平成27年度は1,823件、平成28</li> </ul>				達成状況	達成

年度は2,807件であり、貸室の利用件数は、平成24年度は291件（利用率29.3%）、平成25年度は235件（利用率28.2%）、平成26年度は242件（利用率30.4%）、平成27年度は233件（利用率30.5%）、平成28年度は233件（利用率40.0%）である。

- ・市と指定管理者で毎月1回定例会議を開催。指定管理者により、園芸セミナーを毎月3回程度開催し、公園利用の向上のため、利用者、周辺住民等を含めた公園運営を検討する協議会を立ちあげた。また、事務所入口に設置している掲示板を活用し、公園利用者間の意見交流を図った。平成26年度から開始した新たな指定管理者の特色を活用し、市民の体力向上を促す自主事業を実施し、市民のニーズをよりの確に把握して参加者を増やす取組を実施した。
- ・平成27年度はスポーツコートの安全性及び利便性向上のため、アスファルトから人工芝への改良を実施した。
- ・平成29年3月に、健康増進や総合公園の活性化、芦屋の魅力発信などを目的に、総合公園において全世代を対象とした健康づくりイベントを市民団体や事業者など、多様な主体と連携し実施した。

◆ 【体育館・青少年センター、川西運動場、中央公園野球場、中央公園芝生広場、東浜公園庭球場、西浜公園庭球場】

- ・体育館については、深夜利用枠を設け利用者のニーズを反映しており、年末を有効利用していただけるよう年末特別開館し、競技場・柔道場・剣道場・弓道場の団体使用、卓球・バドミントンの個人使用とトレーニング室を開室し、市民の健康増進を図った。

体育館・青少年センター利用件数は、平成24年度14,599件、平成25年度15,416件、平成26年度14,240件  
平成27年度8,185件、平成28年度12,366件

トレーニング室利用者数は、平成24年度15,660人、平成25年度16,151人、平成26年度18,049人、  
平成27年度12,407件、平成28年度18,295人

（体育館・青少年センター及びトレーニング室は空調の設置や多用途・多人数にも対応できる多目的室の増設などの改修工事により、平成27年11月～平成28年3月の5か月間、休館したため、平成27年度の利用者数が減となった。）

芦屋中央公園野球場利用件数は、平成24年度1,306件、平成25年度1,317件、平成26年度1,205件、  
平成27年度1,001件、平成28年度924件

芦屋中央公園芝生広場利用件数は、平成24年度329件、平成25年度318件、平成26年度378件、  
平成27年度411件、平成28年度304件

（芦屋中央公園芝生広場は人工芝張替え整備のため、平成28年12月19日から平成29年3月末まで利用できなかったため平成28年度の利用者数が減となった。）

川西運動場利用件数は、平成24年1,301件、平成25年度1,256件、平成26年度1,162件、  
平成27年度1,087件、平成28年度1,319件

西浜公園庭球場利用件数は、平成24年度2,836件、平成25年度2,801件、平成26年度2,717件、  
平成27年度2,333件、平成28年度2,288件

東浜公園庭球場利用件数は、平成24年度2,703件、平成25年度2,615件、平成26年度2,578件、  
平成27年度2,314件、平成28年度2,279件

◆ 【海浜公園水泳プール(屋内プール、屋外プール)】

- ・屋内温水プールは年間を通して運営しており、自主事業の教室は利用者ニーズを反映し取り組んでいる。また、一般遊泳者向けに無料レッスンを実施し利用者の拡充とサービスを図った。利用者数は、平成24年度52,230人、平成25年度56,037人、平成26年度35,167人、平成27年度55,047人、平成28年度55,119人。（平成26年度は4月～6月の3か月間、改修工事を行ったため利用者数が減となった。）

- ・近隣市にプール施設が少ないことから地域密着施設として運営しており、毎年7月に、無料デーを実施し市民に親しまれる施設運営を図った。

・利用者数は、平成 24 年度 27,223 人、平成 25 年度 25,248 人、平成 26 年度 20,180 人、平成 27 年度 21,167 人、平成 28 年度 24,356 人。

◆ 【朝日ヶ丘公園水泳プール(屋外プール)】

・学校のプール授業として施設利用されていることから、地域密着型施設である。なお、自主事業としての芦屋水練学校開校は 60 年以上続く歴史的な学校として運営している。さらに、平成 24 年度からは芦屋市民水泳記録会を企画し、市民に親しまれる施設運営を図った。

・利用者数は、平成 24 年度 25,911 人、平成 25 年度 25,019 人、平成 26 年度 21,309 人、平成 27 年度 23,899 人、平成 28 年度 25,726 人

◆ 【芦屋公園庭球場】

・テニスを通しての市民健康づくりとして毎年市民無料開放日(年 2 回)を実施運営している。また、青少年健全育成事業として「子ども居場所づくり」を平成 25 年 6 月から毎月第 2・4・5 土曜日に実施し利用促進を図った。

・利用件数は、平成 24 年度 3,563 件、平成 25 年度 3,807 件、平成 26 年度 4,109 件、平成 27 年度 4,121 件、平成 28 年度 4,418 件

◆ 【潮芦屋交流センター】

・平成 24 年度は指定管理者が作成しているホームページは情報量が少なく、イベント予告等もできていなかったためホームページを更新するよう指導を行った。

・平成 25 年度は潮芦屋交流センターのホームページをリニューアルし、より見やすくわかりやすい情報発信に努めた。

・これまで鏡のついた部屋が 1 室しかなく、予約が重複することもあったため、利用者ニーズに合わせて平成 26 年度に 2 階の 1 室に鏡を設置した。また、調理室にも講師の手元が見えるように鏡を設置し利用促進を図った。

・平成 27 年度は、施設の前を通行される方に施設内でのイベント等を告知するため、施設の敷地内に掲示板を設置した。また、市内の鉄道 3 駅のバス停に、潮芦屋交流センター行きのバスの系統に関する看板を設置した。

・平成 28 年度は、施設利用者数向上のため、貸室の一部について利用料金の値下げを平成 29 年度の実現に向け検討した。

・施設利用者数は平成 24 年度は 41,161 人(利用率 39%)、平成 25 年度は 45,904 人(利用率 47%)、平成 26 年度は 47,382 人(利用率 49%)、平成 27 年度は 52,333 人(利用率 54%)、平成 28 年度は 53,146 人(利用率 56%)である。

◆ 【谷崎記念館】

・特別展などの実施により来館者数の増加を目指して取り組んでいる。

・入館者数は平成 24 年度は 13,570 人、平成 25 年度は 11,196 人、平成 26 年度は 14,415 人、平成 27 年度は 15,093 人、平成 28 年度は 15,750 人

・平成 28 年度はマンガ・アニメ「文豪ストレイドックス」(KADOKAWA)の展示を行い、関連のホームページやファンの SNS、新聞などで多く取り上げられ、中高生の入館者の増加に繋がった。

◆ 【美術博物館】

・特別展の実施のほか、市内各種団体及び地域の店舗に直接依頼する等広報先の拡大や、情報発信の場として平成 25 年 3 月から開始した「ツイッター」を定着させた。

・入館者数は平成 24 年度は 27,540 人、平成 25 年度は 33,040 人、平成 26 年度は 26,646 人、平成 27 年度は 31,316 人、平成 28 年度は 35,015 人

(毎年、多くの方に来ていただいているアートバザールが悪天候のため一部中止になったことや隔年実施の芦屋市展が、無かつ

たことなどが平成 26 年度の減少の原因と考えられる。)

- ・平成 28 年度は展覧会（「未知の表現を求めて—吉原治良の挑戦」）を実施し、NHK「日曜美術館」で放映された。

◆ 【あしや市民活動センター】

- ・指定管理者と月 1 回指定管理者会議を実施し、事業計画の報告、施設利用向上、広報について協議を行っている。
- ・利用者数は平成 24 年度は 5,990 人（利用率 22%）、平成 25 年度は 14,444 人（利用率 40%）、平成 26 年度 13,842 人（利用率 49%）、平成 27 年度 15,809 人（利用率 59%）、平成 28 年度 18,583 人（利用率 49%）である。平成 25 年度はオープニングセレモニーを実施したため、過年度と比較すると平成 26 年度の利用者数は減少しているが、市民活動団体等の継続的な利用に伴い、利用率は向上している。平成 28 年度は会議室利用率は減少したものの、交流スペースでの相談や貸出し機器の利用などを含む総利用者数は増えている。  
平成 26 年度に設置管理条例を改正し、平成 27 年度から開館時間を 10 時から 9 時としたことにより、利用者数が増加した。

◆ 【地区集会所】

- ・指定管理者と月 1 回指定管理者会議を実施し、事業計画の報告、施設利用向上、広報について協議を行うほか、平成 25 年度から利用がある場合の午後と夜間にも管理人を配置した
- ・平成 27 年度は、市のホームページに各地区集会所の部屋の写真を掲載し、利用しやすいように改善した。
- ・利用件数は平成 24 年度は 18,694 件（利用率 47.7%）、平成 25 年度は 19,283 件（利用率 47.1%）、平成 26 年度 19,469 件（利用率 46.8%）、平成 27 年度 20,991 件（利用率 48.9%）、平成 28 年度 21,485 件（利用率 40.8%）である。各集会所によって利用率の増減の状況は異なっているが、三条集会所の利用率については特に向上している。平成 28 年度から利用件数の集計方法を変更したため、利用率は減少しているが、利用件数は増加した。

◆ 【男女共同参画センター】

- ・平成 28 年度から、男女共同参画センターの啓発事業・講座等について、スマートフォンや携帯電話から QR コードを利用して申込みができるようにしたことや、案内の配布先を増やすなど、利用者サービスの向上に向けて取り組んだ。
- ・利用者数は、平成 25 年度 5,400 人、平成 26 年度 6,826 人、平成 27 年度 4,726 人、平成 28 年度は 5,453 人

4 環境負荷の低減	節電対策					
	所管課	環境課 用地管財課				
	取組内容	◆ 熱源機器の効果的な配置や個別の空調機器を省エネタイプ機器へ順次切り替えていくことにより、ランニングコストの削減及びCO2排出削減に取り組んでいく。また、費用対効果の観点から電気使用頻度の高い場所はLED照明に切り替えていく。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 温室効果ガス排出量及び電気使用量をH27年度までに5%以上削減(基準:H21年度)するための実施プログラムの作成	○ 実施プログラムの実施		○ 環境保全率先実行計画の見直しに伴う新たな目標値の設定	
見直し計画			● 節減目標達成に向けた継続取組			
実施状況等	<p>◆ 【環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「芦屋市環境保全率先実行計画」における進捗把握の取組を活用し、各部署及び職員個々による現状認識と課題抽出に加えて、その改善について提案し実践できるようにするための「電気使用量抑制プログラム」を策定し、市の出先機関に記入シートを配布し、回答してもらった仕組みを平成25年度から開始。シートには過去の電気使用量の推移を示し、現状での電気使用の状況や問題点、1年間の電気使用量の目標値を設定し、そのための個々の取組内容を、それぞれの事情も踏まえて記入するものとしている。</li> <li>・平成25年度の実績では、基準年度(平成21年度)比で、温室効果ガス排出量は6.4%増、また、電気使用量は4.2%の増加となったが、基準年度以降に開設した新たな施設等の影響を除くと、電気使用量については基準年度比0.4%、前年度(平成24年度)比でも0.1%の削減となった。</li> <li>・平成26年度の実績では基準年度(平成21年度比)で、温室効果ガス排出量は4.2%増、また、電気使用量は2.3%の増加となったが、基準年度以降に開設した新たな施設等の影響を除くと、電気使用量については基準年度比4.4%減、前年度比(平成25年度)比でも4.1%の削減となった。</li> <li>・平成27年度の実績では基準年度(平成21年度比)で、温室効果ガス排出量は0.8%増となったが、電気使用量は0.4%の削減となり、基準年度以降に開設した新たな施設等の影響を除くと、電気使用量については基準年度比6.6%減、前年度比(平成26年度比)でも2.3%の削減となった。</li> <li>・平成28年度の実績では、第4次率先実行計画の基準年度である、平成26年度と比較し、温室効果ガス排出量は7.1%減となり、電気使用量は5.1%減という結果となった。前年度(平成27年度)比でも、温室効果ガス排出量が4.5%減、電気使用量が1.8%の削減となった。</li> <li>・電気使用量の削減については、機器更新等ハード面における取組がより効果的であることから、公共施設等の保全計画で大型改修を数年後に控える施設において省エネ診断を実施し、改修計画等に反映できるように所管課及び建築課に対して情報提供等調整を行うこととし、平成26年度では、図書館にて省エネ診断を実施した。</li> <li>・平成27年度は、省エネ・温室効果ガス削減へ向けた、改正省エネ法に基づく取組として、大規模施設改修を控えた岩園保育所・緑保育所において省エネ診断を実施した。</li> <li>・平成28年3月に、温室効果ガスの削減に重点的に取り組むため、第4次芦屋市環境保全率先実行計画を策定した。</li> <li>・平成28年度は第4次芦屋市環境保全率先実行計画により、各課前年度の実績から現状把握するとともに、出先機関は計画的にエネルギー使用量の削減に取り組むため、平成32年度までの複数年の目標設定や取組の設定を行った。また、庁内省エネパトロールを抜き打ちで実施し、日々の取組状況を確認し、省エネに対する個々の意識の向上を図った。</li> </ul>				達成状況	達成

・夏の節電対策に向け、広報等でクールスポットの紹介を行った。

◆ 【用地管財課・教育委員会管理課・建築課】

- ・施設管理及び更新スケジュール等を勘案のうえ、熱源機器の効果的な配置や空調機器の省エネタイプ機器への取替え、LED照明への切替えを積極的に行っている。
- ・平成 25 年度は本庁舎南館の照明器具を全て省エネ節電型の LED 照明器具へと更新した。照明器具を更新することで本庁舎全体で年間の電気使用量で前年度比約 10%の削減ができた。また、調光センサー、人感センサーの併用で更に省エネを図っている。そのほか、打出教育文化センターの空調機器の更新、宮川小学校の空調機器及び照明器具の更新を実施した。平成 25 年度の学校園施設における節電対策により年間の電気使用量で前年度比 2.3%を削減した。宮川小学校の空調機器個別空調化及び照明器具の LED 化により、年間の電気使用量で前年度比 10.6%を削減した。
- ・平成 26 年度には、本庁舎南館の老朽化に伴い、効率の悪い空調機器を更新し、省エネ耐用に切替え、電力使用量を抑えた。また、打出浜小学校では、大規模改修工事により空調機器及び照明器具の LED 化、体育館棟の照明器具の LED 化により、年間の電気使用量で前年度比 11.3%を削減した。
- ・平成 27 年に竣工した東館の建設に際しては、照明機器はすべて LED とし、屋上に太陽光発電システムを設置したことにより、節電対策を行った。
- ・平成 28 年度の北館・南館改修に合わせて、照明器具を LED 化と空調機器の更新及び公用車駐車場の機械式駐車設備の廃止により、節電対策を行った。

◆ 【道路課】

- ・市内における公益灯（電柱添架型水銀灯）LED 化の年次的な実施に向けて、平成 27 年度末時点での 1,350 灯(17.4%)から、平成 28 年度までに 2,400 灯(30.9%)の LED 化を行った。

◆ 【政策推進課】

- ・節電対策の取組として、市役所本庁舎の閉庁を実施した。

平成 24 年度	平成 24 年 8 月 13 日～15 日	電気使用量節減効果	対 22 年度比△20.3%
平成 25 年度	平成 25 年 8 月 14 日～16 日	電気使用量節減効果	対 22 年度比△15.2%
平成 26 年度	平成 26 年 8 月 13 日～15 日	電気使用量節減効果	対 22 年度比△28.8%
平成 27 年度	平成 27 年 8 月 12 日～14 日	電気使用量節減効果	対 22 年度比△28.4%
平成 28 年度	平成 28 年 8 月 12 日、15 日	電気使用量節減効果	対 22 年度比△21.4%

低公害車導入 公用車利用の抑制						
6	所管課	環境課 用地管財課				
	取組内容	◆ 財政状況を踏まえて可能な限り低公害車の導入を検討するとともに、公用車利用の抑制を図る。				
	実施年度 計 画	<b>H24</b> <input type="radio"/> 公用車利用の抑制 <input type="radio"/> 財政状況を踏まえた低公害車導入の検討 <input type="radio"/> 公用車の計画的な廃車 <input type="radio"/> カーシェアリング等の検討	<b>H25</b>	<b>H26</b>	<b>H27</b>	<b>H28</b>
実施状況等	◆ 【用地管財課】 ・ 環境課と共同で低公害車導入プログラムを作成した。 ・ 電動自転車 11 台を含め、全 16 台の自転車の利用促進を行い、1 日あたり平均約 7 台の使用によって公用車の利用抑制を進めた。 ・ 平成 27 年度より東館に電気自動車用の充電設備を設置し、電気自動車の利用を促進した。  ◆ 【環境課】 ・ 「芦屋市環境保全率先実行計画」において、平成 27 年度末までにハイブリッド自動車もしくは電気自動車を 10 台導入することを努力目標として掲げ、平成 27 年度末までに 12 台を導入した。また、導入促進の取組として、公用車を有する所管課に対し、低公害車への更新の可能性を調査し、導入計画を作成した。 ・ また、公用車利用の抑制については、引き続き、ノーマイカーデー、 <u>エコドライブ</u> の周知啓発に努めている。				達成状況	達成

紙使用量の抑制						
7	所管課	環境課				
	取組内容	◆ 定例の報告書や紙資料の電子化をより一層工夫・徹底し、紙使用量の抑制を図る。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 用紙類の購入量をH27年度までにH17年度から21年度までの平均値以下にするための実施プログラムの作成 ○ 紙資料等の組織共有化の推進	○ 実施プログラムの実施		○ 環境保全率先実行計画の見直しに伴う新たな目標値の設定	
見直し計画			● 節減目標達成に向けた継続取組			
実施状況等	<p>◆ 「芦屋市環境保全率先実行計画」においてコピー用紙使用量削減を呼びかけ、使用（購入）量の検証を行っている。また、本庁舎等についてはEMSの推進により使用量の削減に取り組んでいる。率先実行計画における目標値として平成17年度～21年度の平均を基準に増加させないものとしているものの、その後の状況の変化により、急増していることから、「紙使用量抑制プログラム」を策定し、EMS適用範囲の部署に記入シートを配布し、回答してもらった仕組みを平成24年度から開始。現状でのコピー用紙使用の状況や問題点、1年間のコピー用紙使用（購入）量の目標値を設定し、その達成のための個々の取組内容を、それぞれの事情も踏まえて記入するものとしている。また、平成25年度から「紙使用量抑制プログラム」の運用として、EMS内部監査の機会を活用し、取組状況の確認を行っている。</p> <p>・「紙使用量抑制プログラム」の運用を開始した平成25年度のコピー用紙使用（購入）量は、基準年度（平成17年度～平成21年度の平均値）比で13.8%の増加となったが、前年度（平成24年度）比では12.2%の削減となった。</p> <p>・平成26年度のコピー用紙使用（購入）量は、各種計画の策定が重なる等、基準年度（平成17年度～平成21年度の平均値）比で24.7%の増加となり、前年度（平成25年度）比でも9.7%の増加となった。</p> <p>・平成27年度のコピー用紙使用（購入）量は、基準年度（平成17年度～平成21年度の平均値）比で22.6%の増加となったが、前年度（平成26年度）比では1.7%の減少となった。</p> <p>・平成28年度のコピー用紙使用（購入）量は、基準年度（平成17年度～平成21年度の平均値）比で22.7%の増加となったが、前年度（平成27年度）比ではほぼ横ばいとなった。</p> <p>・部長級職員にタブレットを貸与し、庁議ほか部長級職員の会議におけるペーパーレス化を行った。</p>				達成状況	達成

5 財政運営 の健全化	財政健全化への取組							
	8	所管課	財政課					
		取組内容	◆ 平成26年度末時点での市債残高500億円以下を目指すため、財政状況を見極めながら、可能な限り借入抑制や繰上償還を行う。					
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
		計画	○ 借入抑制 ○ 積極的な繰上償還	→	○ 市債残高500億円以下の達成			
		実施状況等	◆ 「長期財政収支見込」を毎年2月に公表している。 ◆ 市債を早期に償還するため、平成24年度は7.8億円の借換抑制、平成25年度は8.6億円の借換抑制及び20億円の繰上償還、平成26年度は40億円の繰上償還を実施し、平成26年度末の一般会計市債残高は484億円となった。平成27年度には、約8.5億円の繰上償還を実施し、平成27年度末の一般会計市債残高は約475億円、平成28年度末の見込み額は約490億円。				達成状況	達成
		国・県への財政要望 補助金・交付金等の活用						
	9	所管課	財政課					
		取組内容	◆ 引き続き、本市の状況を説明し、財政支援について国・県へ要望していく。また、将来市費の負担が伴う補助事業の活用について取捨選択を適宜行う。					
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
	計画	○ 国・県へ財政支援の要望 ○ 補助事業の取捨選択				→		
	実施状況等	◆ 阪神・淡路大震災の復旧・復興事業の財源として借り入れた地方債が多額となっていることから、毎年度、市長及び財務担当が総務省への財政支援の要望を実施している。 特別交付税交付額 平成24年度 1,472,516千円 平成25年度 1,392,018千円 平成26年度 1,360,397千円 平成27年度 1,353,432千円 平成28年度 1,280,901千円				達成状況	達成	

分かりやすい財務情報の提供						
10	所管課	財政課				
	取組内容	◆ 市の財務情報については、参考となる他市の事例等も研究し、適切な情報公開や分かりやすい広報に努める。				
	実施年度 計 画	H24 ○ 新年度予算について、各細目(事業別)の要求額、査定額、財源及び前年対比などをホームページ上で公開	H25 ○ 総合計画の事務事業別の予算集計の公開について研究	H26 ○ 他市事例の研究及び実現可能なものについての実施	H27 →	H28 →
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市の財務情報をできる限り公表するとともに家計に例えるなど、分かりやすい広報に努めた。</li> <li>◆ 予算編成方針、補正予算の概要、決算統計、決算カード、健全化法による財政指標、財務統計、公的資金補償金免除繰上償還制度、新公会計制度による財務諸表などを随時更新している。</li> <li>◆ 細目コード別予算査定状況をホームページで公開、また、新年度予算概要及び新公会計制度による財務諸表を公表している。</li> <li>◆ 「財務統計」を公表した。(毎年10月に公表)</li> <li>◆ 消費税引上げに係る地方消費税交付金の用途を、平成27年度分以降の予算概要及び決算概要において明示している。</li> <li>◆ 平成28年度決算に向け、新公会計基準に基づく財務情報の開示の準備を行った。</li> </ul>				達成状況	達成

6 収入確保 対策	使用料・手数料の見直し					
	所管課	財政課 使用料・手数料事務所管課 環境施設課				
	取組内容	◆ 他市の事例等の研究や、毎年度手数料調査を実施し、必要な見直しを行う。また、事業系ごみの適正処理を図るため、一般廃棄物の処理状況調査を実施する。				
	11 実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	【使用料・手数料】 ○ 手数料状況調査の実施・見直し 【事業系ごみの適正処理】 ○ 調査事前準備	○ 適正処理のための調査 ○ 適正処理の実施			
見直し計画			【事業系ごみの適正処理】 ○ 適正処理の実施	● これまでの取組を踏まえた調査		
実施状況等	◆ 【財政課】 ・概ね3年ごとに各使用料・手数料について受益者負担の程度や他市の状況等を調査し、改定の有無を検討している。 ・平成25年度に調査を実施し、調査結果を踏まえて平成26年度予算編成において消費税引き上げに伴う改定の要否を検討した。 ・平成31年10月の消費税10%への引き上げが示されたことを受け、消費税率の引き上げに合わせて具体的な検討を行うこととした。  ◆ 【環境施設課】 ・事業系ごみは、自ら環境処理センターに持ち込む、あるいは許可業者に依頼するように、広報紙等を通して啓発活動を行っている。 ・平成25年度は適正処理の啓発チラシを作成し、事業所に配布を行い、事業系ごみの収集について許可業者との意見交換を行った。 ・事業系ごみの適正処理等のため、平成24年度から持ち込みごみ予約制度の導入について検討を行い、平成26年10月から実施した。 ・平成28年1月から3月にかけて、事業所、店舗に訪問調査を行い、事業系ごみ排出状況について聞き取りを行い、事業者の業務として適正に処理することを啓発した。訪問調査の結果としては、調査時点で家庭ごみステーションに排出している事業所もあったが、今回事業所に再認識していただいた。 ・平成28年度に芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を見直し、事業系ごみハンドブックの発行等により、排出事業者責任を徹底することで、事業系ごみの適正処理を図ることとした。				達成状況	達成

12 広告収入の拡大						
所管課	広報国際交流課 用地管財課 広告事務の所管課					
取組内容	◆ 広告収入を確保する手法の検討や、広告媒体を拡充し、更なる広告収入の拡大に向けて検討・実施する。					
実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広告掲載の基準についてプロジェクトチームによる調査・研究</li> <li>○ 広告媒体の拡充の検討</li> <li>○ 広告枠の一括売却の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ H25年度以降可能なものから実施</li> </ul>				
見直し計画			● 既実施事例を参考にした対象物拡充			
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 【広報国際交流課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告枠の一括売却を検討するも、広告掲載の依頼が順調で僅かではあるが広告収入が伸びる傾向にあったため、売却については一旦保留とし、今後の動向を見ながら再度検討することとしている。新規バナー広告は平成24年度で7件、平成25年度は6件、平成26年度は1件、平成27年度は2件、<u>平成28年度は5件</u>。</li> </ul> </li> <li>◆ 【用地管財課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き用地貸付時にバナー広告について呼びかけを行っている。</li> <li>・ 庁舎内に広告付き案内表示を設置している。</li> </ul> </li> <li>◆ 【市民課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口番号案内システムについて、広告収入を充てることで平成28年2月から無償新規導入・運用を行っている。</li> </ul> </li> <li>◆ 【課税課・市民課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 封筒については、納税通知書等用封筒に広告収入の取組を実施。また、市民課及び課税課の窓口封筒については広告掲載封筒を寄附で賄っているため、歳出の抑制を図っている。</li> </ul> </li> <li>◆ 【環境施設課・健康課・公園緑地課・芦屋病院・広報国際交流課・学校教育課・子育て推進課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冊子については、家庭ごみハンドブック、オープンガーデンのパンフレット、がんフォーラムのパンフレット、新あしやウォーキングマップ、市民便利帳、シティ・グラフ、ブックワーム芦屋っ子、子どもに読ませたい図書リスト400選、子育てサポートブック「わくわく子育て」に広告収入の取組を実施。</li> </ul> </li> <li>◆ 【政策推進課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成26年度に実施した阪神・淡路大震災20周年事業のうち、1.18 ASHIYA 防災ひろばの当日パンフレットにおいて防災の取組を行っている2団体及び1社より広告収入を得た。</li> <li>・ 広告掲載基準については、既実施済の事例等を基に、対象印刷物に応じたもので実施しており、庁内ヒアリング時などを通じて、対象拡大を図っている。</li> </ul> </li> </ul>				達成状況	達成

7 未収金対策	私債権の徴収の強化 連帯保証人及び保証人への徴収					
	所管課	政策推進課 債権管理課 徴収事務所管課				
	取組内容	◆ 歳入の増収を図るため市税徴収のノウハウを各債権の徴収に応用し、私債権についても職員で支払督促などの法的措置ができるようにする。また、債権の確保を図るため、連帯保証人及び保証人への徴収・催告についても各債権について実施する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
計画	○ 貸付条件、督促、催告など事務の見直し検討 ○ 弁護士への委託、研修 ○ 必要に応じて条例及び規則の見直し	○ 実施				
実施状況等	<p>◆ 【政策推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 1 月に「債権管理取扱指針」を改訂。</li> <li>未収金（滞納分）残額は、災害援護資金貸付金や市営住宅使用料等の収入があったことにより、平成 24 年度末は 593,973 千円（徴収率 7.49%）から平成 25 年度末は 585,145 千円（徴収率 6.69%）に減少している。</li> <li>平成 25 年度は各課において適切な業務が行えるよう職員を講師とした権利放棄事務研修を実施。</li> <li>平成 26 年度も債権に関する研修を実施。（8 月 19 日 法務研修「市の債権の種類と管理」）</li> <li>平成 26 年度末の私債権の未収金（滞納分）残額は、558,492 千円（徴収率 5.26%）で、対前年比で減少している。</li> <li>平成 27 年 11 月に政策推進課と債権管理課の合同で、滞納繰越が続いている債権の所管課に対して、債権管理方法等を中心に、ヒアリングを実施。日常的な管理、徴収方法の一般的な内容や課題点について協議した。</li> <li>平成 28 年 1 月に『債権管理取扱指針』の改訂をした。</li> <li>各所管課が取り組む内容を明確にできるように『債権管理ガイドブック』を作成した。また、政策推進課・債権管理課の職員を講師とした研修を実施した。（平成 28 年 2 月）</li> <li>平成 27 年度末の私債権の未収金（滞納分）残額は、422,888 千円（徴収率 4.61%）で、対前年比で減少している。</li> <li>平成 28 年度末の私債権の未収金（滞納分）残額は、402,238 千円（徴収率 3.68%）で、対前年比で減少している。</li> <li>平成 28 年 10 月に政策推進課と債権管理課と合同で、平成 27 年度のヒアリング対象をはじめ滞納繰越が続いている債権について、ヒアリングを実施。日常的な管理、徴収方法の一般的な内容や課題について協議した。</li> </ul> <p>◆ 【債権管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>裁判所から通知される破産・競売情報を各課へ周知し情報の共有を図っている。</li> </ul> <p>◆ 【住宅課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>担当職員によって、市営住宅明渡し等の法的措置に取り組んだ。</li> <li>平成 24 年度に市営住宅明渡し等の訴訟提起を 1 件行い、平成 25 年度に明渡しの強制執行を 1 件行った。</li> <li>平成 26 年度に市営住宅明渡し等の訴訟提起を 2 件行い、結審後、自主退去となった。</li> </ul>				達成状況	達成

② 民間活力の導入

8 指定管理者制度等の充実・検証 (民間委託含む)	導入事前調査のあり方・非公募施設の見直し							
	所管課	政策推進課 指定管理者担当所管課						
	取組内容	◆ 指定管理者の導入において、適切な事前調査による公募施設の拡大を図るため、指定管理者選定委員会で公募、非公募について審議する。						
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28		
	計画	○ 取扱指針の見直し ○ 公募、非公募を指定管理者選定委員会で審議 ○ (公募の場合)事前準備						
見直し計画			○ 取扱指針の見直し ○ 公募、非公募を指定管理者選定委員会で審議					
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定管理者選定委員会の第1号委員による「公募によらない指定管理者の候補者についての意見交換会」を開催し、所管課が施設及び候補団体の概要、非公募の理由等を説明し、意見を聴取した。(平成25年度対象：5施設、平成26年度対象：2施設)</li> <li>◆ 平成26年度に、芦屋市附属機関の設置に関する条例を改正し、芦屋市指定管理者選定委員会の担当事務に公募によらない指定管理者の候補者の選定に関する事項についての審議を加えた。(公の施設の管理に係る評価に関する事項についての審議も同時に加えたため、委員会名称を「指定管理者選定・評価委員会」に変更した。)それに伴い非公募施設の選定に係る導入スケジュールを見直した。</li> <li>◆ 平成28年度に、これまで非公募であった芦屋公園庭球場について、広く民間のノウハウを活用するため公募による選定を行った。</li> </ul>					達成状況	達成	

指定管理者制度導入〔公営住宅〕						
14 (1)	所管課	住宅課				
	取組内容	◆ 住宅管理業務について、民間のノウハウと実績を活用するため、指定管理者制度の導入を進める。				
	実施年度	<b>H24</b>	<b>H25</b>	<b>H26</b>	<b>H27</b>	
	計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 課題の整理</li> <li>○ 募集要項の検討</li> <li>○ 指定管理者選定委員会で審議</li> <li>○ 指定管理者の指定議案の提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定管理者制度の導入</li> <li>○ 四半期ごとの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 四半期ごとの検証、事業報告、年度評価</li> </ul>	→	
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 24 年度は指定管理者選定委員会による審議を経て、平成 25 年 3 月議会において可決。平成 25 年 4 月から指定管理者による管理を開始した。</li> <li>◆ 毎週、定例会議を実施し、情報や課題の共有を図り、指定管理者と住宅課が協議・連携し、管理運営を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者によって市営住宅等使用料の収納率は、向上しており（特に現年度分）、歳入の増加にも寄与している。（住宅使用料現年徴収率：平成 24 年度 98.62% 平成 25 年度 98.55% 平成 26 年度 99.38% 平成 27 年度 99.33% 平成 28 年度 99.58%）</li> </ul> </li> <li>◆ 平成 27 年度は第三者による外部評価を実施し、指摘事項等を踏まえ、更に改善に努めた。</li> </ul>				達成状況	達成

指定管理者制度導入検討〔あしや温泉〕						
14 (2)	所管課	環境課				
	取組内容	◆ 近隣住民に配慮した管理運営について検証した上で、指定管理者制度の導入を進める。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 課題の整理 ○ 設置管理条例の改正 ○ 募集要項の検討	○ 指定管理者選定委員会で審議 ○ 指定管理者の指定議案の提案	○ 指定管理者制度の導入 ○ 四半期ごとの検証	○ 四半期ごとの検証、 事業報告、年度評価	→
見直し計画					● 次期選定に向けた手続 実施	
実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <p>◆ 見積り合わせによる業務委託を行っていたが、更なる安定運営とサービスの向上等を目的として、指定管理者制度導入を検討し、平成 24 年度は指定管理者制度導入に向けて、平成 24 年 12 月に設置管理条例を改正した。また、駐車料金を設定し、有料化した。</p> <p>【平成 25 年度】</p> <p>◆ 平成 25 年度は指定管理者選定委員会による審議を経て、平成 25 年 12 月議会において可決。</p> <p>【平成 26 年度】</p> <p>◆ 平成 26 年 4 月から指定管理者による管理を開始した。</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>◆ 第三者による外部評価を実施し、指摘事項等を踏まえ、更に改善に努めた。</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>◆ 平成 29 年度に向けて、指定管理者の選定を行った。</p> <p>◆ 利用状況</p> <p>平成 24 年度（営業日数 288 日）… 104,400 人（一日平均 362.5 人）</p> <p>平成 25 年度（営業日数 288 日）… 99,500 人（一日平均 345.5 人）</p> <p>平成 26 年度（営業日数 280 日）… 96,195 人（一日平均 343.6 人）</p> <p>平成 27 年度（営業日数 291 日）… 100,724 人（一日平均 346.1 人）</p> <p>平成 28 年度（営業日数 289 日）… 95,039 人（一日平均 328.9 人）</p>				達成状況	達成

指定管理者制度導入検討〔市民会館・公民館〕						
14 (3)	所 管 課	市民センター				
	取組内容	◆ 安定した事業の継続に向けて事業提案型の民間委託を拡大し、実施状況を検証しながら、指定管理者制度導入に向けた調査研究を行い、導入を進める。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計 画	○ 民間活力導入による業務委託の実施 ○ 業務委託の検証	○ 公民館運営審議会で審議	○ 設置管理条例の改正 ○ 募集要項の検討 ○ 指定管理者選定委員会で審議 ○ 指定管理者の指定議案の提案	○ 指定管理者制度の導入 ○ 四半期ごとの検証	○ 四半期ごとの検証、事業報告、年度評価
見直し計画			○ 公民館運営審議会で審議	● 教育委員会で指定管理者制度導入に対する方針決定	● 教育委員会の方針決定に基づきより効率的・効果的な運営について研究	
実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <p>◆ 市民センターのルナ・ホール事業、公民館講座関連事業及び収納事務の委託を新たに実施した。</p> <p>【平成 25 年度】</p> <p>◆ 公民館運営審議会で、民間事業者への事業委託の検証と指定管理者制度について協議した。</p> <p>【平成 26 年度】</p> <p>◆ 公民館運営審議会にて、平成 27 年 2 月には意見を取りまとめて、芦屋市立公民館の運営については、指定管理者制度導入ではなく、現行どおりの業務委託による運営を続けるのが望ましい、という意見に、委員全員の意見が一致するという結果が出され、それも踏まえ、引き続き検討。</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>◆ 平成 28 年 1 月開催の教育委員会で、市民会館、公民館を含め、現状としては指定管理者制度の導入はせず、委託の中で研究を進めていく、という結論を出した。より効率的・効果的な運営について研究を継続。</p>				達成状況	達成

指定管理業務の外部による点検（モニタリング・業務効率化・第三者評価）

15	所管課	政策推進課 指定管理者担当所管課				
	取組内容	◆ 指定管理者による運営体制へのチェックを強化し、サービス向上と更なる経費節減のため、第三者による評価を実施・公表する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 先進市の事例調査・研究 ○ 現行評価のあり方の見直し	○ 評価基準の作成 ○ 必要に応じて条例の見直し	○ 外部評価の導入 ○ 評価の公表		
見直し計画			○ 必要に応じて条例の見直し	○ 評価基準の作成 ○ 外部評価の導入 ○ 評価の公表		
実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <p>◆ 指定管理者制度研修として公認会計士による「決算書の見方・チェック項目」を実施</p> <p>【平成 26 年度】</p> <p>◆ 監査法人への委託により、担当課のモニタリングに同行（2施設：美術博物館、総合公園）し、財務処理ほかのモニタリングサポートとともに、課題抽出を行った。その結果を踏まえ、モニタリングの実施項目等について課題の整理を行い、事務処理要領及びモニタリングマニュアルの見直しを行った。</p> <p>◆ 指定管理者に対する年度評価について、協定書及び事業計画書とその実施状況、四半期モニタリングにおける結果などが評価に連動するよう、評価の客観性を高めるように様式を改訂した。平成 27 年度実施分の年度評価表より新様式で実施。</p> <p>◆ 外部の視点によるチェックとして監査法人に委託し、公認会計士による専門的な知見により、指定管理者の財務処理等の調査を行い、その調査結果を基礎資料として内部評価を試行実施した。（2施設：三条デイサービスセンター、市民活動センター）</p> <p>◆ 平成 27 年度からの外部評価の実施に向けて、芦屋市指定管理者選定委員会の担当事務に指定管理者に行わせた公の施設の管理に係る評価に関する事項についての審議を加えるとともに、同委員会の名称を「指定管理者選定・評価委員会」とするため附属機関条例等を改正した。</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>◆ 監査法人（委託）とともに、指定管理者の財務処理等の調査を現地で行い、その調査結果を基礎資料として、評価委員会を8月に開催し、評価基準に基づき外部評価及び内部評価を実施し、外部評価結果を9月に公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価（5施設：谷崎潤一郎記念館、市営住宅等、和風園、あしや温泉、美術博物館）</li> <li>・内部評価（3施設：芦屋公園有料公園施設、体育館・青少年センター 他4施設：朝日ヶ丘公園有料公園施設）</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <p>◆ 平成 27 年度と同様に外部評価及び内部評価を実施し、外部評価結果を9月に公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価（4施設：聖苑、自転車駐車場、総合公園、海浜公園水泳プール）</li> <li>・内部評価（4施設：潮芦屋交流センター、休日応急診療所、地区集会所、三条デイサービスセンター）</li> </ul>				達成状況	達成

③ 事務事業の見直し

9 P D C A サイクル の徹底	事務事業評価と施策評価の連携						
	16	所管課	政策推進課				
		取組内容	◆ 総合計画基本計画の進行管理を行うため、施策評価の実施に向けて取り組んでいく。				
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
		計画	○ 事務事業評価の改善 ○ 施策評価の実施	○ 施策評価及び事務事業評価の改善・実施			
	見直し計画			○ 施策評価の実施			
	実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <p>◆ 市民意識調査アンケートを実施し、平成 25 年 3 月に市民意識調査アンケート結果報告書を作成、公表した。</p> <p>【平成 25 年度】</p> <p>◆ 学識経験者に行政評価アドバイザーの就任を依頼し、施策評価の導入に向けて助言を受けながら進めてきた。</p> <p>【平成 26 年度】</p> <p>◆ 第 4 次芦屋市総合計画前期基本計画に位置付けられている 35 項目の施策目標に対して施策評価を実施し、後期基本計画（原案）策定に向けた課題整理及び今後の取組における必要性の検討に活用した。</p> <p>◆ 第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画原案策定において、施策評価を念頭に各施策の目標指標の設定などを行った。実施計画と事務事業評価をシステムで連動させ、帳票の統一化を図った。</p> <p>また、事務事業評価では、施策評価の導入を踏まえ、係長による担当評価、課長による総合評価に評価者権限を改めるとともに、帳票作成においては「前期 5 年の重点施策」の記載による意識付け、人件費の入力業務の簡素化による負担軽減、減価償却費の基本的な考え方の整理などの改善を行った。</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>◆ 第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画の目標達成に必要な事務事業を「重点事務事業」として位置づけ、経常業務等に関する事務事業との整理を行うとともに、重点施策及び重点取組の効果を検証する目安として「指標」を設定し、進行管理に活用することとした。</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>◆ <u>事務事業評価報告書（平成 28 年度決算評価）に向け、行政評価アドバイザーと協議し、効率的な評価のため、「重点事務事業」以外の事務事業を簡易評価とすることとした。</u></p>				達成状況	達成

④ 増加する医療費への対応

10 医療費の抑制	がん検診及び特定健康診査の受診率の向上																		
	所管課	健康課 保険課																	
	取組内容	◆ 市民の健康増進及び医療費の抑制を図るため、がん検診・特定健診の受診啓発等により受診率の向上を図る。 (平成24年度は、特定健診の受診率65%、がん検診の受診率50%を目指す。平成25年度以降は、次期計画に掲げる目標受診率の達成を目指す。)																	
実施年度	H24	H25	H26	H27	H28														
計画	○ 特定健診・特定保健指導実施計画及び健康増進・食育推進計画の見直し及び次期計画の策定 ○ 受診率・実施率の向上策の検討・実施	○ 次期特定健診・特定保健指導実施計画及び健康増進・食育推進計画に基づく取組				→													
実施状況等	<p>◆ 【健康課】 (がん健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年3月に「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定し、がん検診受診率を平成29年度に50%以上を目標として掲げている。引き続き、対象者にがん検診無料クーポン券の個別配布(乳、子宮頸、大腸)を行っている。</li> <li>がん健診(肺、大腸、胃、乳、子宮頸)の全体受診者数は、平成24年度は28,606人(受診率21.7%)、平成25年度は28,904人(受診率21.9%)、平成26年度は29,805人(受診率22.6%)、平成27年度は24,205人(受診率18.4%)、平成28年度は25,091人(受診率8.3%)と推移している。平成27年度は、国の方針に基づき無料クーポンの対象が変更になり、クーポン対象者が減ったため、受診率が低下した。平成28年度は、国の方針に基づき対象者が拡大したため、利用者は増加しているものの、受診率は低下した。</li> </ul> <p>(特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診の未受診者に対し、健診とがん検診の受診勧奨ハガキを発送。保健センターでの特定健診とがん検診(肺、大腸、胃、乳)の同日開催を実施</li> </ul> <p>◆ 【保険課】 (特定健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国が定めた前期の目標受診率は「平成24年度に65%以上」であった。受診率は平成20年度の30.2%から平成24年度には37.0%に伸びたものの目標値には達しなかった。また、国が定めた第二期計画の目標受診率は「平成29年度に60%以上」であり、本市においても平成25年3月に策定した「第二期 特定健診・特定保健指導実施計画」において同目標を掲げており、本市においては年度毎の目標値を下表のとおり定めている。</li> </ul> <p>表 特定健診の受診率目標(市)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診率(%)</td> <td>40.0</td> <td>45.0</td> <td>50.0</td> <td>55.0</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>受診率推移 平成25年度 38.8% 平成26年度 38.8% 平成27年度 38.8% 平成28年度 39.4%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診を開始した平成20年度以降、受診率向上のため、レセプトデータから受診状況や年齢を反映させた個別受診勧奨ハガキの送付、市政広報番組での啓発、イベントや地域ごとの部会などの様々な場面で啓発チラシを配布するなど促進に向けた取組を行っている。</li> <li>また、現状分析によって明らかになった健康課題を踏まえ、特定健康診査受診率向上対策を盛り込んだ保健事業実施計画(データヘルス計画)を平成28年3月に策定し、平成28年度は本計画に基づいて集団健診の定員の増加を図るなどこれまでの取組を強化した。</li> </ul>						平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	受診率(%)	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0	達成状況	一部未達成
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度														
受診率(%)	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0														

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の活用						
18	所管課	保険課				
	取組内容	◆ 医療費の抑制と国民健康保険加入者の健康増進を図るため、レセプトデータの活用を拡大し、効果的なジェネリック医薬品利用促進通知を実施する。また、レセプトデータを保健指導に活用する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
計画	○ ジェネリック医薬品利用促進通知や保健指導でのレセプトデータ活用方法の検討	○ ジェネリック医薬品利用促進通知の効果的活用及び保健指導の拡充				
実施状況等	<p>◆ 国民健康保険証更新時にジェネリック医薬品希望カードを同封している。</p> <p>◆ 本市の平成 24 年 5 月診療（調剤）のジェネリック医薬品の使用率は、数量ベースで 28.0%であった。平成 25 年 4 月に厚生労働省が「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」を策定し、ジェネリック医薬品の使用目標を「平成 30 年 3 月末までに数量シェアを 60%以上」と定め、更に使用率の算定基準を改正した。新基準に基づく本市の平成 25 年 5 月診療（調剤）のジェネリック医薬品の使用率は数量ベースで 45.8%であった。（新基準で改めて算出した平成 24 年 5 月の使用率は 41.1%）また、レセプト分析の結果を基に、利用促進通知では、通知対象月を平成 24 年度から 12 か月に拡大し、6 月ごとに年 2 回通知している。</p> <p>現状分析によって明らかになった健康課題を踏まえ、後発医薬品の使用促進対策を盛り込んだ保健事業実施計画（データヘルス計画）を平成 28 年 3 月に策定し、平成 28 年度は本計画に基づいて、引き続き利用促進の啓発に努めた。</p> <p>◆ （利用促進による効果額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度 効果額 665,296 円（ただし、1 か月分。平成 24 年度は、ジェネリック医薬品への切替えについて、平成 24 年 12 月の効果額のみ測定しているため、年額で効果額は測定不能。）</li> <li>・平成 25 年度 効果額 6,583,140 円（平成 25 年 5 月の使用率は 45.8%）</li> <li>・平成 26 年度 効果額 8,726,260 円（平成 26 年 12 月の使用率は 56.6%）</li> <li>・平成 27 年度 効果額 8,009,580 円（平成 27 年 12 月の使用率は 58.6%）</li> <li>・平成 28 年度 効果額 8,134,530 円（平成 28 年 12 月の使用率は 62.5%）</li> </ul>				達成状況	達成

Ⅱ 組織の活性化と人材の育成

① 組織の効率化・課題解決型の柔軟な組織体制

11 給与等 の見直し	給与制度の見直し					
	所管課	職員課				
	取組内容	◆ 給与制度の適正化を図るため、時限的な措置ではなく制度改正として取り組むため、単年度・中期的な給与の適正化計画を策定し、制度改正を実施する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
計画	○ 適正化計画の策定・実施		○ 適正化計画の見直し			
実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 55 歳以上の部長級、次長級の給料 1.5%減額、近接地日当の廃止、課長級以上の管理職手当の減額（△6,677 千円）</li> <li>◆ 勸奨退職に係る特別昇給の廃止</li> <li>◆ 芦屋市給与等適正化計画の策定</li> <li>◆ 特別職及び議員の期末手当の加算率の見直し（+2,934 千円）</li> <li>◆ 退職手当の支給率の見直し、高齢層の昇格時号給級対応表の見直し</li> </ul> <p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芦屋市給与等適正化計画による見直しを実施（△64,257 千円） （初任給基準、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当、昇格制度）</li> </ul> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芦屋市給与等適正化計画による見直しを実施（△76,513 千円） （初任給基準、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当、昇格制度、昇給抑制、技能職給料表の導入）</li> </ul> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芦屋市給与等適正化計画による見直しを継続して実施（△113,381 千円） （初任給基準、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当、昇格制度、昇給抑制、技能職給料表の導入）</li> <li>◆ 市長・副市長・教育長の期末手当の減額（△590 千円）</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 芦屋市給与等適正化計画による見直しを継続して実施（△123,429 千円） （初任給基準、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、通勤手当、住宅手当、特殊勤務手当、期末勤勉手当、昇格制度、昇給抑制、技能職給料表の導入）</li> <li>◆ 市長・副市長・教育長の期末手当を継続して減額（△1,193 千円）</li> <li>◆ 部長級職員の給料を 5%、課長級職員の給料を 3%減額（△14,172 千円）</li> </ul>				達成状況	達成

	非常勤委員報酬の見直し							
	20	所管課	職員課					
		取組内容	◆ 日額を原則としている委員報酬の中で、月額としている各種委員会についての取扱いを検討する。					
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
		計画	○ 判例の事例研究 ○ 県下の取組状況の調査 ○ 非常勤職員の実態調査表の作成	○ 第三者委員会での審議及び方針決定 ○ 必要に応じて条例の見直し				
	見直し計画	○ 県下の取組状況の調査			○ 必要に応じて、第三者委員会での審議、条例改正等			
	実施状況等	<p>◆ 本市の状況も含めた実態調査のとりまとめを実施</p> <p>◆ 月額としている各種委員会の委員報酬の支出の差し止めを求める裁判で、差し止め請求を認容する判決が出され、非常勤委員報酬を見直す自治体が増加したことから、本市もその取扱いについて検討したが、月額報酬が地方自治法に違反しないという最高裁判決が下されて以降、日額化に見直す自治体は激減している状況となっている。</p> <p>引き続き、地方自治法の趣旨にのっとった適正、公正かつ住民に十分に説明可能な合理的内容となるよう、引き続き他団体の委員報酬の見直しの動向を注視しながら、継続して研究を進めている。</p>				達成状況	達成	
12 効率的な組織編成	組織体制の見直し							
	21	所管課	人事課 政策推進課					
		取組内容	◆ 組織横断的な課題や緊急の課題に対して迅速な意思決定を可能にする組織体制の構築を検討する。					
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
		計画	○ 課題に対して迅速な意思決定を可能にする仕組や組織体制の検討					
	実施状況等	<p>◆ 部長―課長―係長―係員を中心とした簡素で効率的な組織の構築を目標として平成 25 年 4 月に組織改正を行った。</p> <p>◆ 平成 26 年度から次長級を廃止するとともに、指揮命令系統が明確となるよう、参事・主幹・主査ポストについても原則廃止とした組織体制の構築を進めた。</p> <p>◆ 平成 27 年 4 月には、簡素で、市民にとって分かりやすい組織の構築を目的として複数の課の統廃合を行い、73 課を 69 課とした。</p> <p>◆ 平成 28 年度は第 4 次総合計画後期計画に掲げる各種施策の推進及び本市が抱える将来的な課題への対応するために、必要な管理職ポストを時限的に設置した。また、「水道お客様センター」開設に伴い、水道業務課料金係を廃止し、業務委託による民間活力を導入することで係の統廃合を行った。</p>				達成状況	達成	

	職員数・管理職ポストの適正化							
	22	所管課	人事課 政策推進課					
		取組内容	◆ 組織の効率化を図るため、職員数・管理職ポスト数の適正化を図る。					
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
		計画	○ 業務統廃合の検討 ○ 所管とのヒアリング及び職員構成等を踏まえた適正な職員配置					
	実施状況等	◆ 簡素で効率的な組織を目指し、組織改正を進める中で、管理職数についても適正化を図った。 管理職数（係長級以上。ただし、再任用を除く） 平成24年度 359人 平成25年度 347人 平成26年度 343人 平成27年度 342人 平成28年度 343人				達成状況	達成	
	職務権限規程の見直し							
	23	所管課	人事課 政策推進課					
		取組内容	◆ 事務処理の効率化及び意思決定の迅速化を図るために、各職階に応じた権限（役割）と責任を見直しを明確にする。					
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
		計画	○ 各職階に応じた権限（役割）と責任の見直し ○ 組織・機構に合わせた職務権限規程の随時見直し ○ 『権限事項表』で規定している権限事項の整理、統合					
	実施状況等	◆ 各課への照会・ヒアリングを行いつつ、組織改正後の各職階の職務権限の考え方について整理を行いながら、明確で迅速な意思決定ができるように「職務権限規程」を改正している。				達成状況	達成	
13 行政課題の進行管理	行政課題の定期的な進行管理							
	24	所管課	政策推進課					
		取組内容	◆ 行政運営上の課題や懸案事項について、進行管理会議を定期的に開催し、課題解決に取り組む。					
		実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
		計画	○ 懸案事項の解決のため、進行管理会議を毎月開催					
	実施状況等	◆ 集会所トーク、総合計画実施計画、行政改革項目、 <u>議会約束検討事項</u> 、その他の重要課題も含め、適宜、課題の進行管理会議を開催している。				達成状況	達成	

② 事務の効率化・職場の能率向上

14 職場における 能率向上	文書管理の適正化					
	所管課	文書法制課				
	取組内容	◆ 文書処理の迅速化・効率化やペーパーレスによる省力化を図るため、電子化が可能な文書の指針等を策定し、電子化を徹底する。				
	25 実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
計 画	○ 文書管理システムでの電子化を推進するための指針を策定し、全庁的に周知・徹底 ○ 電子化の適否が不明確な文書について、文書行政課と協議・判断の上、決裁するよう徹底	○ 全庁的な電子化の状況を調査し、推進されていない場合、原因究明と改善を徹底				
実施状況等	<p>【平成 24 年度～】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新任研修及び法務研修における文書管理研修において、電子化の推進を周知した。</li> <li>◆ 「文書管理システムにおける電子化の推進について」により電子化の基準等を示し周知した。</li> <li>◆ 年に数回各課の電子化率を示し、前年度より低下している課に対し一層の電子化を促した。</li> </ul> <p>文書管理システムにおける起案文書の電子化率は、平成 24 年度 29%、平成 25 年度 34%、平成 26 年度 38%、平成 27 年度 42.5%、平成 28 年度 47.4%である。</p> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ファイリングシステムの試験的導入及び行政資料の一部電子化により、文書検索性の向上、整理・保存の適正化を図った。</li> </ul> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本庁内の各執務場所及び文書書庫の文書量を計測し、適切な文書の保存・廃棄を行っていくための基礎資料を作成した。</li> <li>◆ 歴史的文書の取扱要領を定め、歴史的文書の選別基準等について規定した。</li> <li>◆ 阪神・淡路大震災資料を一部電子化し、検索性の向上、文書保存の適正化を図った。</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ファイリングシステムの再構築により、本庁内の全課の文書管理を見直し、平成 27 年度に計測した文書量を再度計測、電子化可能な文書は電子で保存、紙で保存する必要がある文書が適切に管理されているか確認し、結果等の周知を行った。</li> </ul>				達成状況	達成

業務標準化の推進						
26	所管課	各課				
	取組内容	◆ 業務水準の維持向上を図り、採用・異動による新規職員の早期の戦力化及び将来的な外部委託へ対応するため、各所管の業務についてマニュアル化を促進する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ マニュアル化の可能な業務の抽出 ○ マニュアル整備の実施	○ モニタリングによる見直し			
実施状況等	<p>◆ 従来からあるマニュアルについては、所管課で適宜更新している。</p> <p>◆ 庁内の共通業務についても、「情報システムの導入等に関する注意事項」、「情報システムの備品登録について」、「電子メールによる市民等からの要望・意見等の取扱要領」、「芦屋市文書管理システムにおける電子化の推進について」、「指定管理者制度の導入及び運用に関する事務処理要領」、「外国人住民への多言語表記による情報提供に関する基本指針」、「芦屋市英語表記ガイドライン」、「職員ハンドブック」、「債権管理ガイドブック」、「ラインケアマニュアル」、「芦屋市職員のコンプライアンス推進指針」、「行政手続条例の手引き」等を作成、周知している。</p>				達成状況	達成
繁忙期の柔軟な職員シフト						
27	所管課	政策推進課 人事課 各部				
	取組内容	◆ 残業時間数や、業務量のバラつきを解消するため、部内において各課の業務量及び繁忙期を把握し、可能な限り柔軟な人員配置を検討する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 各部内の残業時間数に応じた職員体制の検討				
見直し計画					○ 各部内の残業時間数に応じた職員体制の検討	
実施状況等	<p>◆ ワークライフバランスチェックシートを作成するほか、ヒアリング等を通じて、各課の業務量の把握に努めている。</p> <p>◆ 集会所トーク、議会答弁書調整、「社会を明るくする運動」市民の集いほか、イベントなど、各課の繁忙期に応じて各部とも柔軟に対応している。</p>				達成状況	一部未達成

福利厚生制度の見直し						
28	所管課	人事課				
	取組内容	◆ 職員の精神的健康に関する労働安全衛生法の改正等に伴い、必要に応じて現行の福利厚生制度を見直す。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 職員の精神的健康に関する労働安全衛生法の改正等に伴う現行制度の見直しの検討	○ 必要に応じた現行制度の見直し及び新制度の実施			
見直し計画			○ 職員の精神的健康に関する労働安全衛生法の改正等に伴う現行制度の見直しの検討	○ 必要に応じた現行制度の見直し及び新制度の実施		
実施状況等	<p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 心身の健康支援合同連絡協議会を4回開催し、EAP事業の委託内容を検討し、新たな事業者の選考を行った。</li> </ul> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職場復帰に向けた試し出勤実施要綱を制定（平成 26 年度より施行） 試し出勤制度を利用して4名の職員が復職に結びついた。</li> <li>◆ 本市では、平成 21 年度からストレスチェックを実施しているが、平成 26 年度公布の労働安全衛生法の改正でストレスチェックが義務化されたため、法対応による実施ができるように準備を進めた。</li> </ul> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 27 年 4 月に「芦屋市職員の心の健康づくり計画」を改訂した。</li> <li>◆ ラインケア促進のため「ラインケアマニュアル」を作成し、ラインケア研修を実施した。</li> <li>◆ 労働安全衛生法の改正内容に即した「ストレスチェック」を実施し、産業医による面談と事後対応を行った。</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正により、平成 29 年 1 月 1 日から事業主は、妊娠・出産・育児休業、介護休業等に関する上司・同僚からの職場でのハラスメント防止措置が義務付けられたことに伴い、ハラスメント防止の取扱指針を作成し、庁内で共有した。</li> </ul>				達成状況	達成

15 会議運営の見直し		効率的な会議の運営 会議のルール化					
29	所管課	政策推進課					
	取組内容	◆ 長時間の会議による経常業務への影響、超過勤務等の発生、会議場所の不足などの課題の解決のため、会議を効率的に運営できるよう進め方をルール化する。					
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
	計画	○ 会議運営指針の策定、周知、徹底	○ 会議運営状況の調査・検証				
	見直し計画			○ 会議運営指針の策定、周知、徹底			○ 会議運営状況の調査・検証
	実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 会議のルール作りについて先進市の事例等を研究した。</li> </ul> <p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 附属機関の運営に関するチェックリストを庁内に周知するとともに、効率的な会議の運営に関するアンケートを実施した。また、電子会議室に意見募集を開設し、庁内から幅広く意見を聴取した。</li> </ul> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 25 年度に実施した職員募集の意見結果を基に、職員との意見交換会を実施し、“ルール（案）”を作成し、職員意見募集を行った。</li> <li>◆ 長時間の会議による経常業務への影響、超過勤務等の発生、会議場所の不足などの課題の解決のため、会議を効率的に運営できるよう、“「効率的な会議の運営」会議のルール”を定め、庁内ポータルの掲示板で周知するとともに、庁内パソコン起動時にルールが定期的に表示されるよう周知を行った。</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「効率的な会議運営に係るアンケート」を実施し、検証を行うとともに、結果を庁内の電子会議室に掲示し、周知した。</li> <li>◆ 部長級職員に貸与されたタブレットを活用し、庁議ほか部長級職員の会議における効率化を図った。</li> </ul>				達成状況	達成

③ 職員の意識改革・能力開発

16 職員の意識改革と能力開発	職員提案、一課一改善運動の見直し					
	所管課	政策推進課				
	取組内容	◆ 一課一改善及び職員提案制度をより活性化させるため、一課一改善と職員提案制度を統合し、部、課、グループ、個人での提案を可能とする。				
実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
計画	○ 実施手法の改善 ○ 実施					
実施状況等	<p>◆ 職員提案制度と一課一改善を統合し、「職員のかえ」として職員から自由な発想による事務の改善提案を求め、各部で業務改善を実行する「Grow UP チャレンジ制度」を新たに創設し、平成24年度は27件、25年度は26件、26年度は17件、27年度は18件、平成28年度は14件を実施した。</p> <p>◆ 平成27年度より採点方式を一部見直し、総合計画や行政改革に関連する取組について加点することとした。</p> <p>【平成24年度】</p> <p>◆ 金賞・・・保健福祉部 「Maybeシートでみんなが支援者」・・・「Maybeシート」の活用による権利侵害の未然防止 銀賞・・・市立芦屋病院 「Project-One」・・・新病院の器にふさわしい内容を実現するための22項目の取組 銅賞・・・総務部財務担当 「収税・債権管理連合」・・・他自治体のニュースを職場で共有</p> <p>【平成25年度】</p> <p>◆ 金賞・・・市民生活部 「川柳 De 改善隊」・・・窓口等の市民対応の向上 銀賞・・・都市建設部 「Bond of the disaster prevention」・・・チーム力向上を目指す 銅賞・・・市立芦屋病院 「ホスピタルフェスタ」・・・病院の取組を市民に紹介</p> <p>【平成26年度】</p> <p>◆ 金賞・・・市立芦屋病院 「医療安全川柳」・・・医療安全について院内全体で意識を持つこと 銀賞・・・都市建設部（都市計画・開発事業担当） 「都市建設部（都市計画・開発事業担当）」 ・・・各課窓口の業務案内表示の改良 銅賞・・・福祉部 「みんなの支援でサービス向上」・・・市民を「生活者」として支援できる職員になるために ～「Maybeシート」でみんなが支援者～</p> <p>【平成27年度】</p> <p>◆ 金賞・・・都市建設部・都市建設部（都市計画・開発事業担当）・上下水道部「技術職場をひろめ隊（技術職場お披露目隊）」 ・・・技術職場がどのような業務を行っているのか、広く知ってもらう 銀賞・・・教育委員会社会教育部「大好き芦屋チーム 平成27年度新入職員トリオ」 ・・・「(再)発見！芦屋の魅力!!」～あなたも私も芦屋ツウ大作戦～市における基礎知識マニュアル及び、検定の作成 銅賞・・・福祉部「みんなの支援でサービス向上」・・・めざせ 芦屋のエキスパート！</p>				達成状況	達成

		<p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>金賞</u> ……都市建設部・都市建設部（都市計画・開発事業担当）・上下水道部 「若手技術者を集め隊」 …………技術職場がどのような業務を行っているのか、広く知ってもらう</li> <li>銀賞 ……福祉部 「みんなの支援でサービス向上」…………めざせ芦屋のエキスパート！</li> <li>銅賞 ……企画部 「地方創生ワーキングチーム・プロモーション班」 …………C I（コーポレーションアイデンティティ）を考える</li> </ul>		
--	--	---	--	--

政策立案型プロジェクトチームの設置

31	所 管 課	政策推進課				
	取組内容	◆ 組織の活性化と行政運営の効率化を図るため、プロジェクトチームの設置のあり方を見直す。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規程の改正</li> <li>○ 検討課題の抽出・設定</li> <li>○ P Tメンバーの募集及び設置</li> <li>○ P Tによる課題検討, 実施</li> </ul>				

実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 昭和 47 年に制定された「芦屋市プロジェクト・チームの設置に関する規程」に替わり、行政運営の効率化、職員の活性化や人材育成も含めて目標に掲げ、職員主導のボトムアップ方式を取り入れた「芦屋市プロジェクト・チームの設置に関する要綱」を平成 24 年 10 月 1 日付けで制定、施行した。</li> </ul> <p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 25 年 11 月に学校給食費の公会計化にかかるプロジェクトチームを設置した。</li> </ul> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「学校給食費の公会計化に係るプロジェクト・チーム」から平成 26 年 7 月に報告書が提出され、それに基づき平成 27 年度実施に向け、システム導入などの準備を進めた。</li> <li>◆ 平成 26 年 6 月に「固定資産台帳の整備に係るプロジェクト・チーム」を設置（期間延長）</li> <li>◆ 平成 26 年 7 月に「芦屋市国土強靱化地域計画の策定に向けてのプロジェクト・チーム」を設置し、平成 27 年 3 月に報告書提出。</li> <li>◆ 平成 26 年 10 月に「生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム」を設置し、平成 27 年 3 月に報告書が提出され、平成 27 年 4 月からの制度実施に活用している。</li> </ul> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 28 年 3 月に「固定資産台帳の整備に係るプロジェクト・チーム」から報告書が提出され、新地方公会計の実施及び公共施設等総合管理計画の策定に向けて活用している。</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <u>平成 28 年 11 月に「障がい</u>を理由とする差別の解消の推進に係るプロジェクト・チーム」を設置し、平成 29 年 3 月に報告書提出。</li> </ul>	達成状況	達成
-------	--	------	----

人材育成基本方針及び実施計画の見直し						
32	所 管 課	人事課				
	取組内容	◆ 人材育成推進体制を見直すとともに、人材育成実施計画の計画期間が終了する前年度までに人材育成基本方針の見直しを行う。また、見直した基本方針に基づき、新たな実施計画を策定する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計 画	<p>【人材育成基本方針】</p> <p>○ 人材育成推進体制の見直し 人材育成基本方針の見直し</p> <p>○ 実施</p> <p>○ 人材育成基本方針の見直し</p> <p>【人材育成実施計画】</p> <p>○ 人材育成実施計画(H24年度～26年度)の推進及び進行管理</p> <p>○ 人材育成実施計画(H24年度～26年度)の総括・検証</p> <p>○ 人材育成実施計画(H27年度～29年度)の策定</p> <p>○ 人材育成実施計画(H27年度～29年度)の推進及び進行管理</p>				
実施状況等	<p>【平成 24 年度】</p> <p>◆ 人材育成推進本部ほかの推進体制、基本方針見直しに向けた考え方等を整備した。</p> <p>【平成 25 年度】</p> <p>◆ 人材育成推進本部会議を 3 回、推進委員会を 9 回開催し、基本方針を策定した。策定に当たっては、職員アンケートを実施するほか、庁内掲示板で職員意見を募集した。</p> <p>【平成 26 年度】</p> <p>◆ 人材育成推進委員会を 4 回、意見交換会を 1 回実施し、人材育成実施計画（平成 27～29 年度）を策定した。</p> <p>【平成 27 年度】</p> <p>◆ 人材育成実施計画を平成 27 年 4 月に芦屋市職員ポータルサイトに掲載し、周知するとともに、芦屋市ホームページにて公表した。</p> <p>◆ 人材育成実施計画に基づき、新たに政策大学院大学に 1 名、海外研修に 1 名、職員派遣を行った。</p> <p>◆ 研修計画策定委員会を 5 回（分科会含む）開催し、研修カリキュラムの見直しを行った。</p> <p>【平成 28 年度】</p> <p>◆ 人材育成実施計画に基づき、海外研修に 3 名、職員派遣を行った。</p> <p>◆ 研修計画策定委員会を 5 回（分科会含む）開催し、研修カリキュラムの見直しを行った。</p>				達成状況	達成

17 人事評価 の拡充	人事評価の全職員への導入					
	所管課	人事課				
	33 取組内容	◆ 平成23年11月に実施した人事評価に係るアンケート結果を多角度から分析・検証し、納得性を高めた上で、全職員への導入を進める。				
	実施年度 計 画	H24 ○ 人事評価に係るアンケート結果から、改善点の整理と試行導入について検討	H25 ○ 課長補佐級以下の職員に対して試行導入の実施	H26	H27 ○ 全職員に対して人事評価制度の本格導入の実施	H28
	見直し計画					○ 全職員に対して人事評価制度の本格導入の実施
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成25年4月から保育所を除く係長級以上の職員を対象に試行を開始し、新たに人事評価を試行する対象となる職員に説明会を実施した。</li> <li>◆ 平成26年度は、全職員への導入に向けて職員団体への説明を行い、課長補佐・係長級及び保育所を除く一般職員を対象に試行を開始した。</li> <li>◆ 平成27年度より、一般行政職員に対して本格実施を行った。</li> </ul>				達成状況	一部未達成

人事評価の有効活用						
34	所管課	人事課				
	取組内容	◆ 人事評価結果に基づいた処遇管理に係る取組状況等の情報収集を行い、課長級以上の職員について人事評価結果を処遇管理面及び昇任・昇格へ反映する。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	○ 人事評価結果の検証及び研修計画への反映 ○ 人事評価結果を処遇管理面へ反映させることに対する課題及び解消策を検討	○ 人事評価結果を処遇管理面及び昇任・昇格へ反映			
	見直し計画		○ 人事評価結果を処遇管理面へ反映		○ 人事評価結果を昇任・昇格へ反映 ● 法改正に伴う、人事評価制度の活用についての検討	
実施状況等	<p>◆ 課長級以上の職員については、平成 23 年度までは評価結果が 50 点未満の者について次年度の勤奨手当を 5%減額。また、平成 24 年 12 月期から 90 点以上の者について勤奨手当を 5%増額する規定を設けた。 課長補佐・係長級については、平成 27 年 6 月期から同様の規定を設けた。 一般行政職については、平成 28 年 6 月期から同様の規定を設けた。</p> <p>◆ 人事評価制度を公平・公正に実施するため、平成 27 年度に、人事評価制度研修（6 回）、人事評価の評価者・被評価者研修（24 回）、平成 28 年度に、人事評価制度説明会（7 回）、人事評価の中間評価・期末評価者研修（17 回）を開催した。 また、地方公務員法改正に伴い、人事評価制度への処遇反映について条例と規則を改正した。</p>				達成状況	達成
新たな要素・課題	◇ 平成 26 年 5 月の地方公務員法の一部改正に伴い、平成 28 年度から法の趣旨に基づく人事評価制度の実施が義務付けられたことから、評価の活用方法などの検討が必要である。					

18 多様な人材の確保	新規採用のあり方の見直し				
	所管課	人事課			
	取組内容	◆ 有為な人材を確保できるよう、採用試験のあり方を見直す。			
	35 実施年度 計 画	<b>H24</b> ○ 第一次試験の専門試験について必要性を検討 ○ 管理監督者による面接試験の導入を検討 (構成員、面接方法、実施時期等)	<b>H25</b> ○ 採用試験方法の見直し	<b>H26</b>	<b>H27</b>
実施状況等	◆ 平成 25 年度以降、人事課の現職員及び OB 職員が大学等を訪問し、採用案内及びポスターの掲示の依頼及び募集内容について説明を行った。 ◆ 職員選考委員会において、教養試験の内容変更及び事務職に係る専門試験の廃止を決定し、平成 25 年度試験実施分（26 年 4 月採用者）より新方式により採用試験を実施した。 平成 25 年度 事務職 応募者 314 人 平成 26 年度 事務職 応募者 528 人 平成 27 年度 事務職 応募者 722 人 平成 28 年度 事務職 応募者 553 人 ◆ 平成 25 年度以降、全職種において、面接試験を 1 回から 2 回に増やし、面接の回数及び人数を増やすことでより人物重視の試験方法へと見直しを行った。 ◆ 平成 25 年度以降、従来の部長級面接を 2 次面接と位置付け、1 次面接試験は課長級・係長級職員による面接を導入した。また、一般技術職等の 1 次面接には同職種の課長級を、保育職の 1 次面接や保育現場を想定した実技試験には保育所長を面接官とし、面接官には研修を実施した。 ◆ 平成 27 年度は、幅広い知識と経験を持った職員を採用するため、社会人経験者採用試験を実施した。また、平成 27 年度以降技術系職員の仕事内容をより理解してもらうよう、技術系職員の職場現場見学会を実施した。			達成状況	達成

19 再任用職員 の有効活用	再任用職員が活躍する仕組みづくりの検討					
	所管課	人事課				
	36 取組内容	◆ 再任用職員の効果的配置と再任用職員及び配属先職場の意識改革を図る。				
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
計画	○ 再任用職員の効果的配置の検討				▶	
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平成 24 年度には全再任用職員を対象としたヒアリングを実施した。また、平成 24 年度以降は、新規の再任用希望者全員に任用前の事前面接を実施した。</li> <li>◆ 平成 24 年度以降、再任用職員を対象に、再任用の役割を再認識し組織の活性化のために働くことを目的とする研修を行った。</li> <li>◆ 芦屋市高齢期雇用検討委員会を設置して定年退職後の職員の高齢期雇用のあり方を検討し、平成 26 年度から再任用を希望する職員については、フルタイム職を基本に、任用級は 3 級（行政職給料表及び技能職給料表適用者）で再任用することとした。</li> <li>◆ 平成 27 年度に平成 28 年度の人事異動に向けて、再任用職員を特定の業務に対して、知識や経験を職場の中で十分活かせるように主幹として配置することが可能か検討し、平成 28 年 4 月人事異動において、3 人の再任用主幹を配置した。</li> </ul>				達成状況	達成

20 危機管理 マネジメント 体制の 強化	危機管理マネジメント体制の強化への取組						
	所管課	市長室 人事課					
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 職員の危機意識を醸成させるため、実践的危機管理研修（体験型）を実施する。</li> <li>◆ 内部統制や事業継続計画による組織マネジメント体制の強化に取り組む。</li> </ul>					
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
	計 画	<b>【危機管理】</b>					
		○ 危機管理研修の実施 ○ 危機管理各課マニュアルの見直し ○ 接遇・クレーム対応集の作成	○ 各課危機認識度調査の実施		○ 各課危機認識度調査の実施		
<b>【内部統制】</b>							
○ コンプライアンス基本指針の作成 ○ 内部統制の整備・運用 ○ 内部統制研修の実施							
	<b>【事業継続計画】</b>						
	○ 事業継続計画研修の実施	○ 危機発生時における各課優先業務の洗い出し		○ 事業継続計画（案）の策定			
見直し計画				○ コンプライアンス基本指針の作成		○ 内部統制の整備・運用	
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 【人事課・市長室】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新任職員に対し、危機管理研修及びビジネスマナー研修を行っている。また、平成 24 年度には接遇指導者養成研修に職員を派遣している。</li> <li>・ 平成 24 年度から、「課長職としての危機管理」「新型インフルエンザ対応」「クレーム対応と危機管理」「内部統制」「事業継続の考え方」「通常業務における危機発生時の初動対応」等の研修を実施している。</li> <li>・ 平成 25 年度は他市での庁舎放火事案を受け、他課との連携により実践的な訓練等を実施した。</li> <li>・ 平成 27 年度は新たに「事務処理ミスの削減について」、「緊急時のメディア対応」、「防災士養成講座」の研修を実施した。また、職員が共通の認識をもってコンプライアンス行動を実践することにより、市民から信頼される組織となることを目指し、「芦屋市職員のコンプライアンス推進指針」を作成した。</li> <li>・ 平成 28 年度は、平成 27 年度に実施した「危機管理職員意識調査」を踏まえて、新任職員、新任係長、新任課長を対象に各 1 回、全職員を対象に 3 回、危機管理研修を行った。</li> </ul> </li> <li>◆ 【市長室】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 25 年 7 月にクレームに対する共通マニュアルを作成した。</li> <li>・ 事業継続計画については、平成 24 年度以降研修を行うとともに、芦屋市地域防災計画の改訂に伴い、平成 25 年度に庁内全ての部署に優先すべき業務と必要な資機材等の調査を実施した。</li> <li>・ 平成 26 年度は、近年増加傾向にある自然災害や日常業務における危機事象について、初動対応や緊急記者会見等の実践研修を 3 回実施した。</li> <li>・ 平成 27 年度は、職員の危機意識を醸成させ、今後の計画や研修に反映させるため、「危機管理職員意識調査」を実施した。</li> </ul> </li> <li>◆ 【防災安全課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芦屋市地域防災計画において、事業継続計画を盛り込んでいる。</li> </ul> </li> </ul>				達成状況	一部未達成	

		◆ 【情報政策課】 ・大規模災害や事故が発生した場合に備えるため、ICT部門の業務継続計画を策定した。		
--	--	--	--	--

### Ⅲ 市民から信頼される行政

#### ① 住民サービスの向上

21 子育て支援施策の充実	子ども・子育て新システムの導入に向けての検討					
	38	所管課	子育て推進課 教育委員会管理課 関係各課			
	取組内容	◆ 子ども・子育て新システムの導入に向けて、内容及び今後の動向を踏まえ、子ども子育て検討会議（仮称）の設置及び本市の実情に即した『新システム事業計画』（仮称）を策定し実施する。				
実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
計 画	○ 新システムの調査・研究及び導入に向けた課題整理	○ 子ども子育て検討会議（仮称）の開催 ○ 住民意向調査の実施	○ 新システム事業計画（仮称）の策定	○ 新システム事業計画に基づく子ども・子育て施策の段階的実施	→	
実施状況等	◆ 【子育て推進課】 【平成 24 年度】 ・8月に子ども・子育て支援新制度に係る関連3法が成立し、市においては平成27年4月の本格実施に向け作業を進めている。 【平成 25 年度】 ・6月に芦屋市子ども・子育て会議を設置し、年度末までに4回の会議及び部会を開催するとともに、10月には市民アンケートを実施した。 【平成 26 年度】 ・子ども・子育て会議を7回開催し、子ども・子育て支援事業計画の策定に集中的に取り組んだ。 ・市民への周知として、出前講座2回、計画の中間まとめに関する説明会6回、シンポジウム1回を開催した。 ・中間まとめのパブリックコメントを実施した。 【平成 27 年度】 ・小規模保育事業所及び幼保連携型認定こども園の整備に取り組み、小規模保育事業所については2法人、幼保連携型認定こども園については1法人を選定した。 ・子ども・子育て会議を3回開催し、「子ども・子育て支援事業計画」の評価及び進行管理方法について協議を行った。 また、確認部会では、整備する小規模保育事業所の認可についての意見聴取や教育・保育施設等の確認を行った。 【平成 28 年度】 ・幼保連携型認定こども園の整備として、1法人を選定した。 ・子ども・子育て会議を2回開催し、平成27年度事業実績の評価及び進行管理を行った。 ・市立保育所適正化計画策定委員会を7回開催し、市立保育所の適正規模を検討した。  ◆ 待機児童解消に向け、平成24年度から平成28年度までに、私立認可保育所を4園開園、小規模保育事業所を5所開設、私立認定こども園を1園開設した。				達成状況	達成

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>◆ 【教育委員会】</p> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園の適正規模及び適正配置を検討するための学校教育審議会を開催した。</li> <li>・留守家庭児童会事業の高学年受け入れ体制の整備に向けて 4 年生を対象として条例改正を行った。</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立幼稚園の適正規模及び適正配置を検討するための学校教育審議会を 5 回開催した。</li> <li>・平成 28 年 11 月 24 日に学校教育審議会からの答申を受けた。</li> </ul> <p>◆ 【子育て推進課・教育委員会】</p> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同で、新制度移行後の幼稚園・保育所への入園・入所に関する説明会を 6 回開催した。</li> <li>・調整会議を 30 回開催し、情報共有と意思統一を図った。</li> </ul> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援事業計画，子ども・若者計画策定記念講演会」を開催し、基調講演及びシンポジウムを行った。</li> </ul> <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育審議会の答申及び市立保育所適正化計画策定委員会の協議を踏まえ、子ども子育て支援事業計画推進本部会議で関係部局の総合調整を行い、平成 29 年 2 月に「市立幼稚園・保育所のあり方」について総合教育会議を開催した。</li> <li>・平成 29 年 2 月に総合教育会議の内容を踏まえて「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表した。</li> <li>・平成 29 年 2 月から 3 月にかけて「市立幼稚園・保育所のあり方」について説明会を 21 回開催した。</li> </ul> |  |
|--|--|--|

22 地域活力の向上	地域課題の解決の仕組みづくりの検討					
	所管課	市民参画課 地域福祉課				
	取組内容	◆ 地域の課題の把握や解決を図るため、自治会、NPOをはじめ各種団体と連携を図り、活力ある地域づくりに取り組む。				
39	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28
	計画	<p>【市民参画課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治会をはじめ各種団体の後継者及びボランティアコーディネーター養成のための講座の実施</li> <li>○ 地域の課題解決に向けた自治会、NPO、ボランティア団体等との協議会の設置に向けた検討</li> <li>○ 市民参画協働推進計画の見直し</li> </ul> <p>【地域福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (仮称) 芦屋市地域福祉計画推進評価委員会の設置(要綱)</li> <li>○ (仮称) 地域福祉アクションプログラム推進協議会の設置</li> <li>○ 『地域福祉計画』の推進及び進捗評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の課題解決に向けた自治会、NPO、ボランティア団体等との協議会の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の課題解決に向けた自治会、NPO、ボランティア団体等との協議会での協議</li> </ul>		
実施状況等	<p>◆ 【市民参画課】</p> <p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等の各種団体の後継者及びボランティアコーディネーター養成講座の実施 延べ 91 名が出席。</li> <li>・地域の課題解決や発展のため、市と協働で自治会とNPOの代表が、協議体「地域ひろば（地域の協議の場）」と「市民ひろば（全市民の協議の場）」、「話し合いの場（市との協議の場）」の設置を検討した。</li> <li>・市民参画協働推進計画の見直しについて、市民参画協働推進会議で審議</li> </ul> <p>【平成 25 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等の各種団体の後継者及びボランティアコーディネーター養成講座の実施 延べ 82 名が出席。</li> <li>・「地域ひろば」を設置し、延べ 105 名が出席。内容：地域課題解決の仕組みづくり、平時の見守りを含む災害時要援護者支援について、居場所づくりについて等を協議</li> <li>・「第 2 次市民参画協働推進計画」策定の参考とするため、参画と協働についての意識・行動調査を行った。</li> </ul> <p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等の各種団体の後継者及びボランティアコーディネーター養成講座の実施 延べ 31 名が出席</li> <li>・「地域ひろば」及び「市民ひろば」を開催し、それぞれ延べ 227 名、75 名が出席</li> <li>・市民参画協働推進会議、ワークショップ、パブリックコメント等を実施し、平成 27 年 3 月に「第 2 次市民参画協働推進計画」を策定した。</li> </ul> <p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決の仕組みづくり支援等業務（あしや市民活動センター登録団体を対象に、組織や活動の状況、市民活動への意識</li> </ul>				達成状況	達成

調査・分析)を実施

- ・地域課題解決の仕組みづくりに向け、各団体の立場から助言を得ることを目的としたアドバイザー会議を実施

【平成 28 年度】

- ・平成 28 年 3 月に開催された地域課題解決の仕組みづくりアドバイザー会議の名称を「あしや笑顔ネット」とし、子どもへの応援についての課題を取上げ、通称「あしや子ども笑顔ネット」として会議を 7 回実施。
- ・あしや子ども笑顔ネットでの会議の中で、団体間の連携により実施するイベント 777 (スリーセブン) プロジェクトを提案し、777 プロジェクト第 1 回実行委員会を開催
- ・平成 29 年度実施に向け、市民活動団体等が安全・安心、福祉、環境衛生等の課題解決の他、地域の活性化や魅力発信につながる自主的な取組に対して支援する市民提案型補助金制度の仕組みづくりを行った。

◆ 【地域福祉課】

- ・平成 23 年度末に策定した「第 2 次芦屋市地域福祉計画」計画推進のための取組として、①「地域福祉計画推進評価委員会」の設置 ②各々の「実施プラン」づくりの推進 ③「地域福祉アクションプログラム」の推進 ④地域福祉計画推進本部における取組の推進を掲げ、平成 24 年度から計画の推進を行った。

【平成 24～27 年度】

- ・「地域福祉計画推進評価委員会」を設置し、計画の点検・評価を行った。
- ・各種イベント、出前講座等において地域福祉計画の啓発を行った。

【平成 24 年度】

- ・「地域福祉アクションプログラム推進協議会」を設置した。

【平成 25 年度】

- ・ベンチプロジェクトの取組として、浜風町バス停、茶屋之町桜通り、JR 芦屋駅ペDESTリアンデッキにベンチを設置した。
- ・中学生向けの地域福祉計画概要版を作成し、市内中学 2 年生に配布した。

【平成 26 年度】

- ・ベンチプロジェクトの取組として、潮芦屋地区にベンチを設置した。
- ・「いのちまもるあしや～減災リーフレット～」を作成
- ・保健福祉フェアにおいて、「助け上手・助けられ上手で災害に強いまちづくり～地域福祉で備えよう～」をテーマに防災活動に取り組む地域の方からの実践報告の機会を設定し、111 名が参加

【平成 27 年度】

- ・ベンチプロジェクトの取組として、潮芦屋地区及び芦屋霊園にベンチを設置した。
- ・平成 27 年 8 月から平成 28 年 1 月まで、第 3 次地域福祉計画策定のための市民会議を設置し、地域活動の課題並びに解決策を協議した。

【平成 28 年度】

- ・全世代交流・多機能型拠点の事業化として、11 月、3 月に市民と協働で「全世代が集える居場所づくり」を目的としたイベントを企画、実施し、計 1,054 名(第 1 回 346 名、第 2 回 708 名)が参加した。

23 大学等との 共同事業 の実施	産官学共同事業の拡大						
	所管課	政策推進課 関係各課					
	取組内容	◆ 外部の視点として民間企業や大学等といった研究機関の意見や感覚を取り入れ、行政の研究能力や経営能力の向上を図るため、連携できる分野について調査研究した上で、拡大して実施する。					
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28	
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共同研究分野の検討・発掘</li> <li>○ 大学との意見交換</li> <li>○ 民間企業との意見交換</li> <li>○ インターンシップの受入拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選定した項目について大学(企業)と共同実施方法の検討・実施</li> </ul>					
見直し計画			<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業と共同実施方法の検討・実施</li> </ul>				
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 【環境課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度から26年度は、環境マネジメントシステムの円滑な運用を図るために実施する研修や内部監査等において、京都精華大学の准教授及び学生が講師や研究員として参加した。</li> <li>・平成26年度に、市民マナー条例の本質や理念を、よりわかりやすく親しみやすく伝えることを目的に、神戸芸術工科大学まんが表現学科に協力いただき、学生が現地取材等を行った上で、啓発漫画チラシを制作し、平成27年3月に新聞折込(6社計35,150部)にて市民へ配布した。</li> <li>・平成27年度に、神戸芸術工科大学ビジュアルデザイン学科及びJR芦屋駅との産官学共同により、JR芦屋駅構内に市民マナー条例啓発パネルを制作し、設置した。また、同大学まんが表現学科との官学共同により、市民マナー条例啓発うちわを制作し、キャンペーン等で配布するとともに、市ホームページ注目バナーにもイラストを活用した。</li> <li>・平成28年度に、神戸芸術工科大学ビジュアルデザイン学科との官学共同により、<u>犬の散歩マナー啓発路面タイル、犬の鑑札・注射済票、市民マナー条例啓発マグネットシートのデザイン制作を行い、市ホームページ注目バナーにも一部イラストを活用した。</u>また、平成27年度に引き続き、<u>同大学まんが表現学科との官学共同により、市民マナー条例啓発うちわを制作し、キャンペーン等で配布するとともに、新たに、犬の飼い主や小学生向けに、お散歩「ルール&amp;マナー」・狂犬病予防法を題材にした啓発まんがの作成と様々な場面で使用できるキャラクターカットの制作を行った。</u></li> </ul> </li> <li>◆ 【人事課】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等学生受入研修(インターンシップ制度)により、平成24年度は4人、25年度は3人、26年度は2人、27年度は3人、28年度は2人の大学生を受け入れた。</li> </ul> </li> <li>◆ 【市立芦屋病院】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度は、大学等学生受入研修により、医師実習9人、看護師実習122人、薬剤師実習23人、理学療法士実習4人、管理栄養士実習10人の学生を受け入れた。</li> <li>・平成25年度は、大学等学生受入研修により、医師実習15人、看護師実習123人、薬剤師実習33人、理学療法士実習5人、管理栄養士実習12人、臨床検査技師実習2人、ソーシャルワーカー実習3人の学生を受け入れた。</li> <li>・平成26年度は、大学等学生受入研修により、医師実習15人、看護師実習93人、薬剤師実習20人、理学療法士実習5人、管理栄養士実習14人、臨床検査技師実習3人の学生を受け入れた。</li> <li>・平成27年度は、大学等学生受入研修により、医師実習36人、看護師実習102人、薬剤師実習30人、放射線技師実習1人、理学療法士実習4人、言語聴覚士実習1人、管理栄養士実習16人、臨床検査技師実習3人、臨床心理士実習10人の学生を受</li> </ul> </li> </ul>					達成状況	達成

け入れた。

・平成 28 年度は、大学等学生受入研修により、医師実習 19 人、看護師実習 104 人、薬剤師実習 24 人、理学療法士実習 3 人、管理栄養士実習 15 人、臨床検査技師実習 6 人、臨床心理士実習 4 人の学生を受け入れた。

・その他、各種研修会等の実施で大学等からの講師派遣により連携を図った。

◆ 【打出教育文化センター】

・平成 25 年度に、体育科において、教師力向上事業「授業力アップ！チャレンジ！」研修を、奈良教育大学の准教授及び学生と連携して、授業研究を 12 回実施した。若手教員の育成と、子供の動きと教師の働きかけの関係性についての研究を深めることにつながった。

・平成 26 年度には、算数科において、近大姫路大学の講師と連携し、教師力向上に取り組んだ。授業に入っていたとき、算数科における言語活動の広げ方を研究した。

・平成 27 年度には、算数科において近代姫路大学の講師、体育科において奈良教育大学教授と大学生、中学校英語において大阪教育大学講師と合同研究を実施した。子どもの動きと教師の働きかけの関係性についての研究を深め、若手教員の指導力向上と大学生の授業分析の充実に結び付いた。

・平成 28 年には中学校の生徒会役員と小学校の児童会長が一堂に会して、スマホのより良い使い方を話し合う「芦屋市スマホサミット」を開催した。アンケートの分析やスマホサミットの運営で、兵庫県立大学と学生の共同連携によってスマホの正しい使い方を啓発するビデオを作成・発信した。

◆ 【地域福祉課】

・平成 25 年度から生活困窮者対策を含む、今後の行政サービスのあり方における「地域福祉推進の理解」や「トータルサポート担当の機能、求められる役割」について、日本福祉大学、神戸学院大学(兵庫県社会福祉協議会を含む)の調査研究対象となっており、実態把握を目的としたヒアリングを受け、意見交換を実施。

・平成 26 年度は、生活困窮者対策を含む、今後の行政サービスのあり方における「地域福祉推進の理解」や「トータルサポート担当の機能、求められる役割」について、神戸学院大学の教授を助言者として迎え、「生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム」の活動に協力いただき庁内連携の推進を目的としたガイドラインを作成、庁内職員の啓発を目的とした研修会を実施。また、日本福祉大学の教授と関係機関との意見交換を実施し、庁内連携ならびに関係機関との連携を目的とした協議の場も設定した。

・平成 27 年度は、日本福祉大学の「重複化する福祉制度の設計と自治体運用に関する評価とフィードバック」自治体研究会に芦屋市が調査対象として参加し、「生活困窮者自立支援制度」の相談体制と相談者の支援から自立の過程を調査分析することにより、本市における相談支援体制について、フィードバックと意見交換を実施した。また、介護保険制度の改正にかかる「地域支援事業」の進め方についても、地域資源の把握から開発における行政と専門職のあり方等について協議した。

・生活困窮者自立支援制度の施行 2 年目にあたる平成 28 年度は、前年度に引き続き、日本福祉大学の「重複化する福祉制度の設計と自治体運用に関する評価とフィードバック」自治体研究会に芦屋市が調査対象として参加し、「生活困窮者自立支援制度」の相談者対象者の支援から自立の過程を調査分析することにより、本市における相談支援体制の共有と意見交換を行った。

・介護保険制度の改正にかかる「地域支援事業」において、地域資源の把握から開発における行政と専門職のあり方等について、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携と運用に対する示唆を受けた。特に、平成 27 年度の課題として掲げていた「所管課の制度にかかる資源開発にとどまらず、制度間連携・地域間連携の検討の必要性」については、神戸学院大学から阪神 7 市、篠山市の生活困窮者自立支援制度の担当者が制度の検証方法や就労の場の創出について助言を受ける機会を設け、地域福祉計画への反映等により、「生活困窮者自立支援制度による地域福祉の推進を明確化すること」等の示唆を受けた。

◆ 【防災安全課】

・平成 26 年度に職員間で災害対応の知識・教訓を継承していくため、継承の新たな方法として民間コンサルティング会社と共同研究で「芦屋 SHINE」を作成した。シミュレーション (Simulation)、ヒアリング (Hearing)、伝承・継承 (INheritance)、

拡大・拡張（Expanding）の4ステップで、図上訓練形式の気づき、震災経験者からの聞き取り、継承すべき教訓の整理、未経験職員から未経験職員への引継ぎを盛り込んだものとした。

・平成28年に、熊本地震による被災地支援として、熊本県益城町に芦屋大学、芦屋市、芦屋市社会福祉協議会の三者で災害ボランティアを2日間派遣した。

◆ 【政策推進課】

・平成26年度は阪神・淡路大震災20周年事業において、県立芦屋高等学校ボランティア部、芦屋学園高等学校ボランティア部と連携し、阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承及び防災の取組を行い、今後も様々な取組で共同できる関係性を構築した。また1.17あしやフェニックス基金助成について、大学生等の活動への助成条件を緩和すると同時に地域への還元を新たに条件とすることで、大学生と行政、地域との協働の素地を作った。大学生等のグループによるフェニックス基金助成金利用が平成26年度中に1件あった。

◆ 【教育委員会管理課】

・平成28年8月に学校法人芦屋学園・芦屋大学と包括的連携に関する協定を締結した。

24 窓口業務 の充実	繁忙期の土曜開庁・時間の延長																																																																																																																	
	所管課	政策推進課 窓口所管課																																																																																																																
	41 取組内容	◆ 市民の多様なライフスタイルへの対応や、市民サービスの向上のため、3月・4月・年末等、繁忙期における土曜開庁・平日時間延長等を検討・実施する。																																																																																																																
	実施年度	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																												
計画	○ 年末及び繁忙期の土曜開庁・平日勤務時間延長の検討及び実施																																																																																																																	
実施状況等	<p>◆ 【政策推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民サービスの向上策として年末、年度末、年度始めに本庁舎の休日一部開庁を実施するとともに来庁者アンケートを実施改善につなげている。</li> <li>・来庁者数</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>24年12月29日(土)</td> <td>110人</td> <td>25年3月30日(土)</td> <td>102人</td> <td>25年4月6日(土)</td> <td>70人</td> <td>合計</td> <td>282人</td> </tr> <tr> <td>25年12月28日(土)</td> <td>164人</td> <td>26年3月29日(土)</td> <td>107人</td> <td>26年4月5日(土)</td> <td>76人</td> <td>合計</td> <td>347人</td> </tr> <tr> <td>26年12月28日(土)</td> <td>140人</td> <td>27年3月28日(土)</td> <td>65人</td> <td>27年4月4日(土)</td> <td>76人</td> <td>合計</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>27年12月29日(火)</td> <td>248人</td> <td>28年3月26日(土)</td> <td>235人</td> <td>28年4月2日(土)</td> <td>212人</td> <td>合計</td> <td>695人</td> </tr> <tr> <td>28年12月29日(木)</td> <td>235人</td> <td>29年3月25日(土)</td> <td>93人</td> <td>29年4月1日(土)</td> <td>131人</td> <td>合計</td> <td>459人</td> </tr> </table> <p>◆ 【高齢介護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者バス運賃割引証のICカード交付のため、土日も窓口を開設した。 26年3月29日(土)～4月25日(金)まで(土日含む)(交付枚数:10,036枚、うち土日交付枚数:1,980枚)</li> </ul> <p>◆ 【市民課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告の時期に合わせ、毎年2月末～3月上旬のうち1～2回、土曜日に住基カード及び公的個人認証サービスの受付を行った。受付数</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>25年2月23日(土)</td> <td>4人</td> <td>3月9日(土)</td> <td>4人</td> <td>26年3月1日(土)</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>27年3月7日(土)</td> <td>14人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カードの交付及びマイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付のため、平成28年1月～3月に、土曜日6回、日曜日3回、専用窓口を開設した。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>受付数</td> <td>1月9日(土)</td> <td>49件</td> <td>1月24日(日)</td> <td>60件</td> <td>1月30日(土)</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2月7日(日)</td> <td>81件</td> <td>2月13日(土)</td> <td>83件</td> <td>2月27日(土)</td> <td>127件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3月6日(日)</td> <td>192件</td> <td>3月12日(土)</td> <td>161件</td> <td>3月26日(土)</td> <td>177件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード(個人番号カード)の申請・交付や通知カードの交付のため、平成28年度に、土曜日4回(386件)、日曜日9回(851件)の開庁を行った。</li> </ul> <p>◆ 【子育て推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当の現況届出期間(毎年8月中旬の2週間)の内、土日各1日ずつ窓口受付を行った。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>24年度</td> <td>期間内受付件数</td> <td>502件のうち</td> <td>8月12日(日)</td> <td>47件</td> <td>18日(土)</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>期間内受付件数</td> <td>493件のうち</td> <td>8月17日(土)</td> <td>30件</td> <td>25日(日)</td> <td>38件</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>期間内受付件数</td> <td>458件のうち</td> <td>8月16日(土)</td> <td>22件</td> <td>24日(日)</td> <td>34件</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>期間内受付件数</td> <td>469件のうち</td> <td>8月15日(土)</td> <td>28件</td> <td>16日(日)</td> <td>29件</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>期間内受付件数</td> <td>469件のうち</td> <td>8月14日(日)</td> <td>42件</td> <td>20日(土)</td> <td>24件</td> </tr> </table>				24年12月29日(土)	110人	25年3月30日(土)	102人	25年4月6日(土)	70人	合計	282人	25年12月28日(土)	164人	26年3月29日(土)	107人	26年4月5日(土)	76人	合計	347人	26年12月28日(土)	140人	27年3月28日(土)	65人	27年4月4日(土)	76人	合計	281人	27年12月29日(火)	248人	28年3月26日(土)	235人	28年4月2日(土)	212人	合計	695人	28年12月29日(木)	235人	29年3月25日(土)	93人	29年4月1日(土)	131人	合計	459人	25年2月23日(土)	4人	3月9日(土)	4人	26年3月1日(土)	17人	27年3月7日(土)	14人					受付数	1月9日(土)	49件	1月24日(日)	60件	1月30日(土)	43件		2月7日(日)	81件	2月13日(土)	83件	2月27日(土)	127件		3月6日(日)	192件	3月12日(土)	161件	3月26日(土)	177件	24年度	期間内受付件数	502件のうち	8月12日(日)	47件	18日(土)	31件	25年度	期間内受付件数	493件のうち	8月17日(土)	30件	25日(日)	38件	26年度	期間内受付件数	458件のうち	8月16日(土)	22件	24日(日)	34件	27年度	期間内受付件数	469件のうち	8月15日(土)	28件	16日(日)	29件	28年度	期間内受付件数	469件のうち	8月14日(日)	42件	20日(土)	24件	達成状況	達成
24年12月29日(土)	110人	25年3月30日(土)	102人	25年4月6日(土)	70人	合計	282人																																																																																																											
25年12月28日(土)	164人	26年3月29日(土)	107人	26年4月5日(土)	76人	合計	347人																																																																																																											
26年12月28日(土)	140人	27年3月28日(土)	65人	27年4月4日(土)	76人	合計	281人																																																																																																											
27年12月29日(火)	248人	28年3月26日(土)	235人	28年4月2日(土)	212人	合計	695人																																																																																																											
28年12月29日(木)	235人	29年3月25日(土)	93人	29年4月1日(土)	131人	合計	459人																																																																																																											
25年2月23日(土)	4人	3月9日(土)	4人	26年3月1日(土)	17人																																																																																																													
27年3月7日(土)	14人																																																																																																																	
受付数	1月9日(土)	49件	1月24日(日)	60件	1月30日(土)	43件																																																																																																												
	2月7日(日)	81件	2月13日(土)	83件	2月27日(土)	127件																																																																																																												
	3月6日(日)	192件	3月12日(土)	161件	3月26日(土)	177件																																																																																																												
24年度	期間内受付件数	502件のうち	8月12日(日)	47件	18日(土)	31件																																																																																																												
25年度	期間内受付件数	493件のうち	8月17日(土)	30件	25日(日)	38件																																																																																																												
26年度	期間内受付件数	458件のうち	8月16日(土)	22件	24日(日)	34件																																																																																																												
27年度	期間内受付件数	469件のうち	8月15日(土)	28件	16日(日)	29件																																																																																																												
28年度	期間内受付件数	469件のうち	8月14日(日)	42件	20日(土)	24件																																																																																																												

25 多様な納付手段の導入	コンビニ収納の導入				
	所管課	会計課 収納事務所管課			
	取組内容	◆ 阪神間各市の導入状況等も踏まえ、コンビニ収納とマルチペイメントを導入する。なお、収納システムの更新時に併せてコンビニ収納とマルチペイメントへ対応したシステムの構築を行うことにより導入経費を抑える。			
	42 実施年度 計画	<b>H24</b> ○ 収納システムの構築 (H26年1月本稼動) ○ コンビニ収納及びマルチペイメント費目の検討	<b>H25</b> ○ コンビニ収納代行業者選定	<b>H26</b> ○ コンビニ収納委託契約 ○ コンビニ収納及びマルチペイメントの導入	<b>H27</b>
実施状況等	<p>【平成24年度】</p> ◆ コンビニ収納等を対象とし、課税課や保険課と実務上の課題を整理しながら、住民情報システム更新に合わせた開発スケジュールを調整し、25年1月に総合公金収納システム開発業者を決定し契約した。 <p>【平成25年度】</p> ◆ 関係課によるプロジェクト進捗会議を開催しながら、システム開発を完了した。 <p>【平成26年度】</p> ◆ 個人市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料（コンビニ収納のみ）について、コンビニ収納及びペイジー収納を実施した。 平成26年度（4月～3月）のコンビニ収納の実績は、延べ件数41,936件・収納額1,120,392,296円で、ペイジー収納の実績は、延べ件数33,802件・収納額1,774,903,506円であった。 <p>【平成27年度】</p> ◆ 平成27年度（4月～3月）のコンビニ収納の実績は、延べ件数51,235件・収納額1,370,500,703円で、ペイジー収納の実績は、延べ件数31,458件・収納額1,711,561,974円であった。 <p>【平成28年度】</p> ◆ 平成28年度（4月～3月）のコンビニ収納の実績は、延べ件数54,897件・収納額1,509,273,281円で、ペイジー収納の実績は、延べ件数30,269件・収納額1,779,170,933円であった。			達成状況	達成

② 透明性の向上

26 開かれた 情報提供	適切な情報公開の徹底							
	所管課	文書法制課, 情報政策課						
	取組内容	◆ 情報公開条例・個人情報保護条例の手引を改訂し, 積極的な情報公開に努めるとともに, 公開方法の充実を図る。						
	43 実施年度	H24	H25	H26	H27	H28		
計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報公開条例・個人情報保護条例の手引の改訂</li> <li>○ 積極的な情報公開の実施</li> <li>○ 公開方法の充実の検討・実施</li> <li>○ 行政情報コーナーの配架, 配置, 資料の充実等について検討・実施</li> </ul>							
実施状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 情報公開・個人情報保護条例の手引きの改訂を行った。資料「情報公開条例と個人情報保護条例に関する事務」「公文書公開・個人情報開示の取扱い一覧」を作成し, 公開等について適切な判断に努めるよう周知した。</li> <li>◆ 情報公開・個人情報保護について, 新任職員研修を実施した。情報公開・個人情報保護制度の概要と実務について, 研修を実施した。</li> <li>◆ 番号法施行に伴う個人情報保護条例の改正を行い, 特定個人情報の利用及び開示等について規定した。</li> <li>◆ オープンデータサイトを開設し, 子育て関連施設や防災関連施設の情報を公開した。</li> </ul>					達成状況	達成	

分かりやすい情報発信

44	所管課	広報国際交流課 関係各課				
	取組内容	◆ 市民が行政情報を容易に活用できるよう、ホームページの更新や広報紙の充実など、住民ニーズに応じた情報提供のあり方について検討する。				
	実施年度 計 画	H24 ○ ホームページの更新を積極的 に行う取組の検討 ○ 広報研修の充実 ○ 市民アンケートの実施	H25 ○ 市民便利帳の更新	H26	H27	H28

実施状況等	◆ 【広報国際交流課】	達成状況	達成
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙については、イラストを多用するなど、分かりやすい紙面となるよう取り組んだ。</li> <li>・ 平成 24 年度から広報あしやを阪神芦屋駅南自転車駐車場に配架するほか、平成 26 年度には市内 4 箇所のコンビニにも配架した。</li> <li>・ ホームページについては、アクセシビリティの向上や、各課が充実したページを公開できるよう、CMS 研修を実施した。「探しやすさ」の向上のため、トップページ上に「防災・減災情報」や「芦屋病院」のバナーボタンを設けるなどの工夫を行った。また、平成 27 年 2 月にリニューアルし利用者の立場に立った構成でページの再構築を行い「見やすさ」、「探しやすさ」、「使いやすさ」への対応をより強化した。さらにタブレットやスマートフォンに対応した画面が自動的に表示できるようにした。それに伴い CMS 研修も対象者を作成者と承認者に分けて計 22 回開催し、延べ 421 人が受講した。</li> <li>・ 平成 25 年 4 月からサンテレビの文字データ放送「まちナビ」の運用を開始した。</li> <li>・ あしやガイドマップを改訂するとともに、市民便利帳の全戸配布を実施した。</li> <li>・ 外国人住民への情報提供を充実させる取組のひとつとして「やさしい日本語」の活用についての職員研修を実施した。</li> <li>・ 総合計画後期基本計画策定過程での市民アンケートにおいて、情報発信について意識調査を行った。広報あしやへの満足度は 58.1%、市ホームページの満足度は 49.5%であった。</li> <li>・ 平成 27 年度は「広報のあり方」を検討する中で、市内の市民団体等と意見交換会を行った。広報紙については、見やすくわかりやすいレイアウトとなるように、情報を分類し、紙面構成の変更を行った。また、文字を大きくし、見出しの付け方や文章を工夫し読みやすい内容となるよう広報紙を見直した。</li> <li>・ 平成 25 年度に引き続いて平成 27 年度にも市民便利帳を更新した。</li> <li>・ 平成 28 年度は、「広報あしや」の配布方法を新聞折込から市内全世帯・全事業所への直接配布に変更した。また、「広報あしや」1日号の 1、4、5、8 ページを 2 色刷りからカラーにするとともに、写真やイラストなどを多用し、目に触れやすくわかりやすい紙面づくりを心掛けた。特に手にとって読んでいただけるような魅力的な表紙になるように工夫し、親しみを持っていただけるように職員を紙面に多く登場させた。9 月、11 月、3 月にはページを増やし、芦屋市ゆかりの方や市民の方に登場いただき、行政情報だけでなく地域の魅力をテーマにした特集を組むなど、より多くの市民の方に読んでいただけるよう紙面の充実に努めた。</li> </ul>		
	◆ 【広報国際交流課・防災安全課】		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人住民向けに「あしや防災ガイドブック（4 言語併記版）」を発行し、希望者に配布するとともに、主な公共施設にも設置した。</li> <li>・ 防災情報を発信するツールとして SNS を平成 28 年度から導入した。</li> </ul>		

- |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 【広報国際交流課・政策推進課】<ul style="list-style-type: none"><li>・庁議議題には、まちナビ、ホームページの取り扱いを明記し、意識付けを行った。</li></ul></li><br/><li>◆ 【政策推進課】<ul style="list-style-type: none"><li>・集会所トーク資料について、平成 25 年度より、一層見やすくなるようグラフや写真などを多用し、市の主要施策について、分かりやすい発信に努めた。</li></ul></li></ul> |  |  |
|--|--|--|--|--|